資料２

動物愛護管理基本指針の点検（第３回）について

図表資料

動物愛護管理法の一般認知度

○ 現時点で、国民の約 67%が動物愛護管理法を認知しているが、内容まで知っているのは約 24%にとどまる（インターネット調査）。

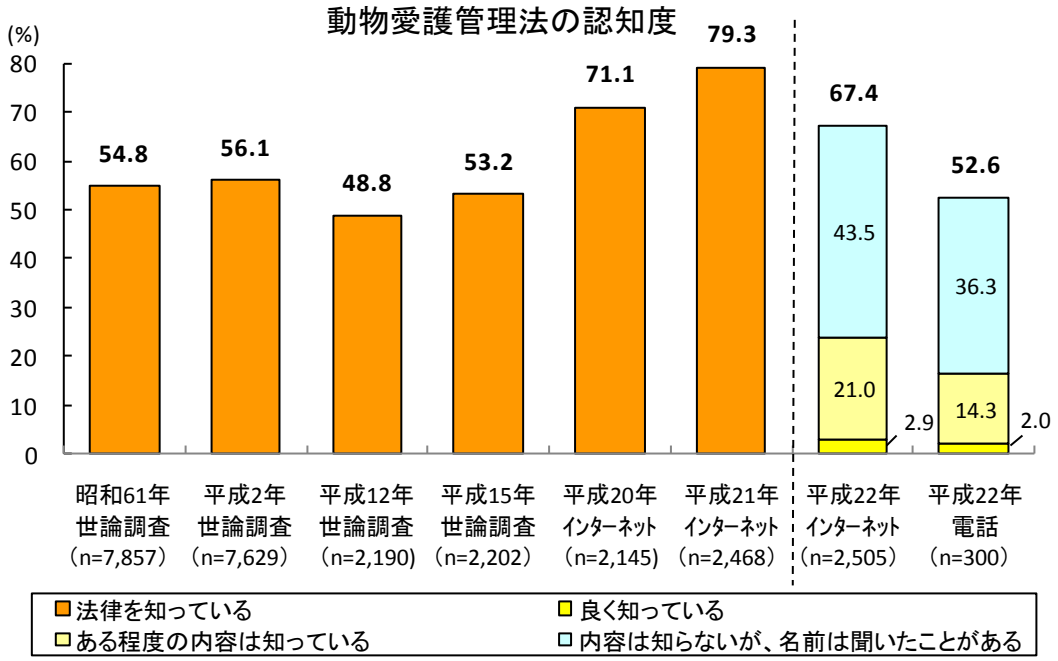

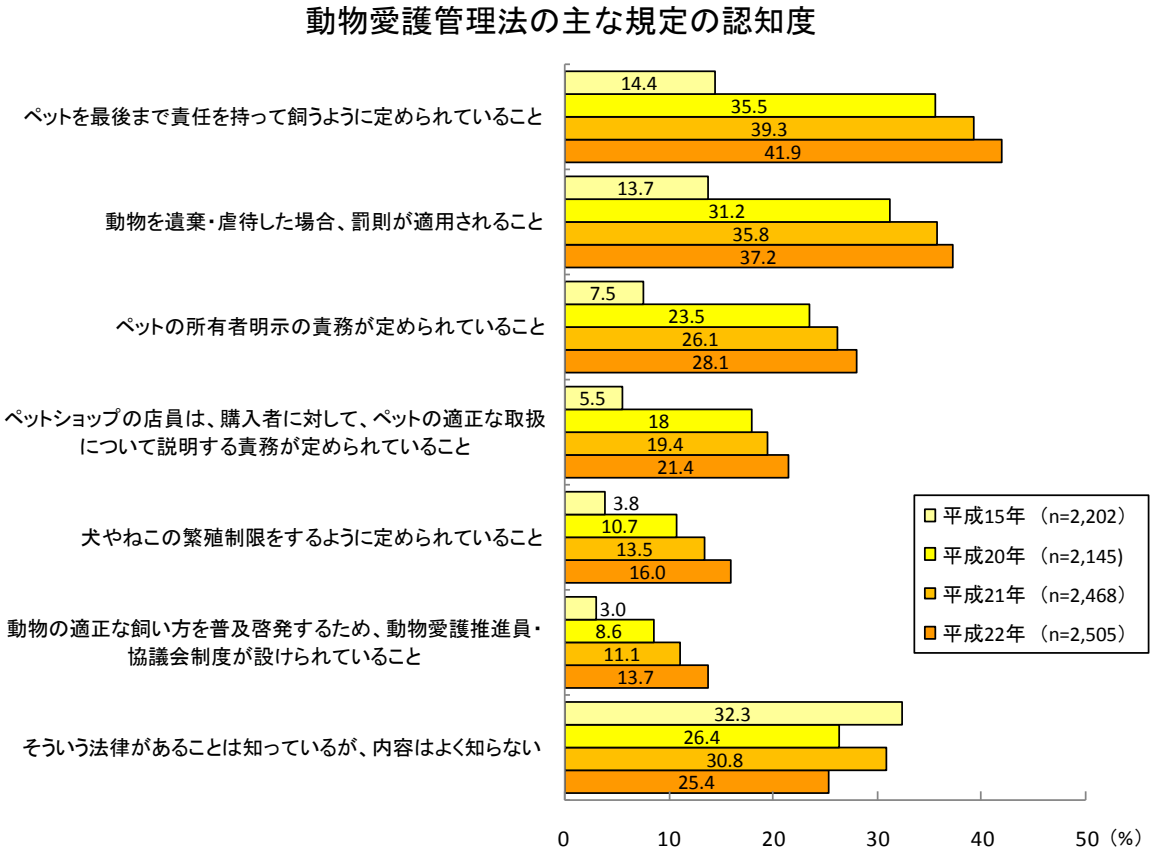

○昭和 61 年～平成 15 年　内閣府調べ（世論調査）　　○平成 20～22 年　環境省調べ

犬・猫の不妊去勢措置

○ 犬の不妊去勢措置の実施率は増加する傾向で推移し、現在約 42%である（インターネット調査）。
○ 猫の不妊去勢措置の実施率は増加する傾向で推移し、現在約 83%である（インターネット調査）。

犬の不妊去勢措置の実施率の推移

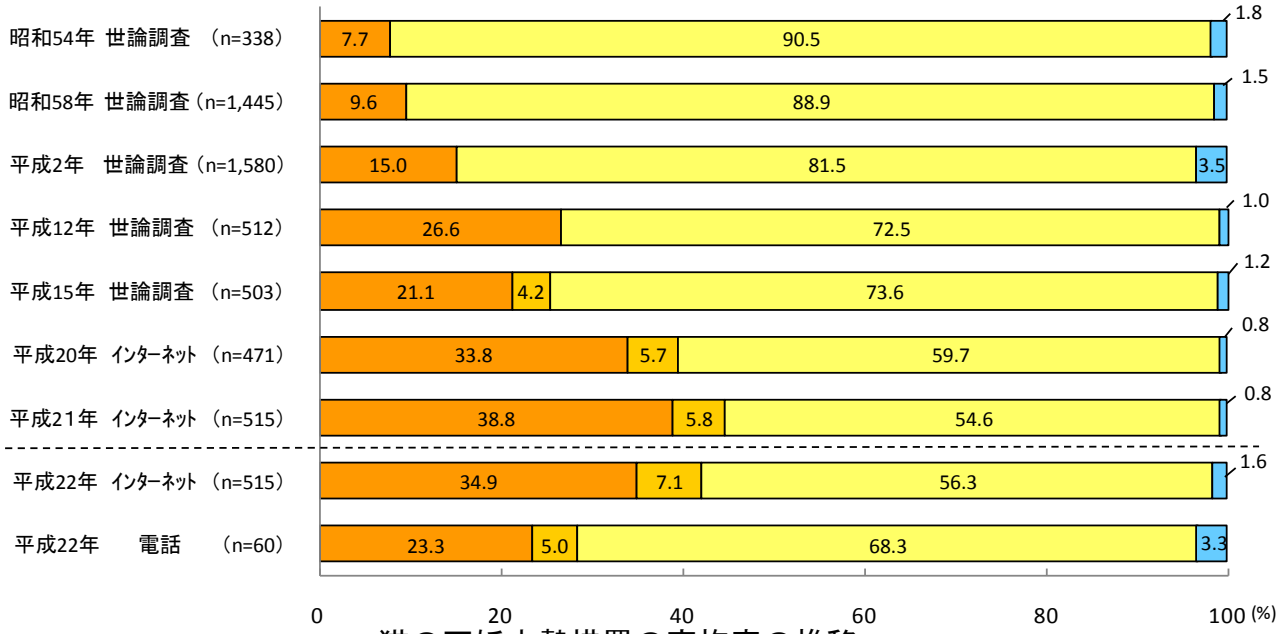

猫の不妊去勢措置の実施率の推移

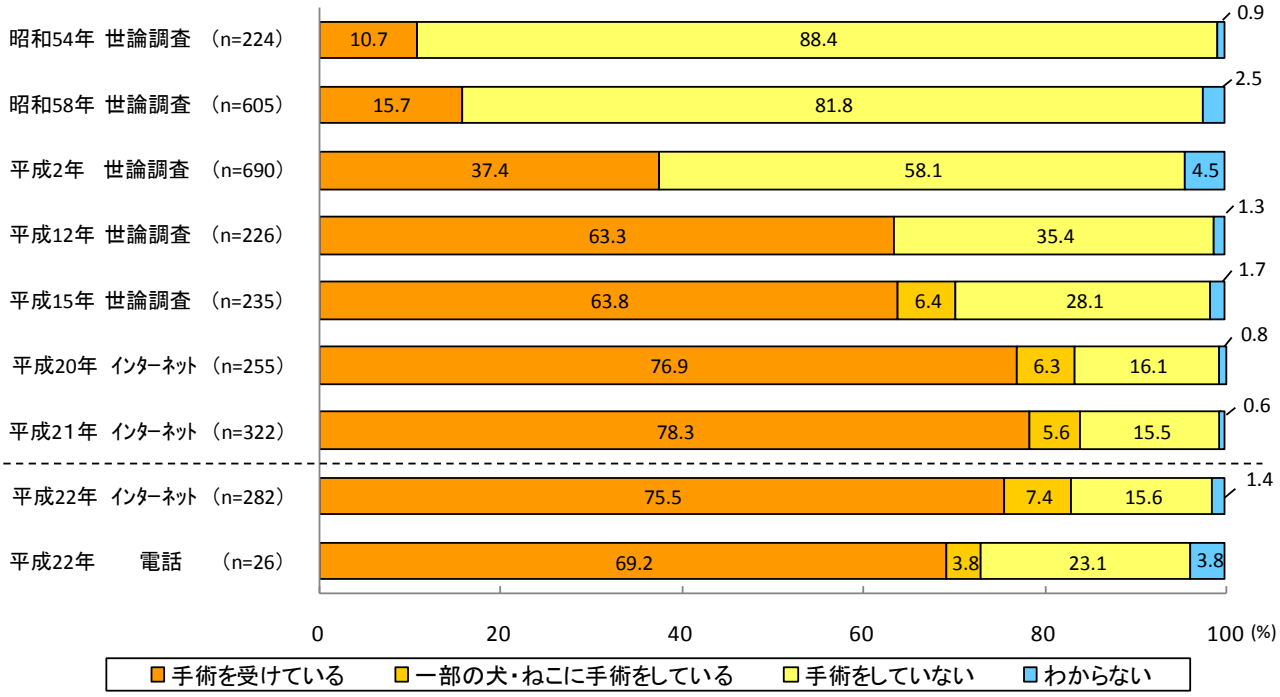

○昭和 54 年～平成 15 年　内閣府調べ（世論調査）　　○平成 20～22 年　環境省調べ

犬・猫の引取り、返還・譲渡

○ 犬・猫の引取り数は、平成 16 年度と比べ約 25%減少（H20 年度 約 32 万頭）。
○ 犬・猫の返還・譲渡数は、平成 16 年度と比べ約 40%増加（H20 年度 約 4.1 万頭）。
○ 犬・猫の殺処分数は、平成 16 年度と比べ約 30%減少（H20 年度　約 28 万頭）。

全国の犬・猫の引取り数の推移

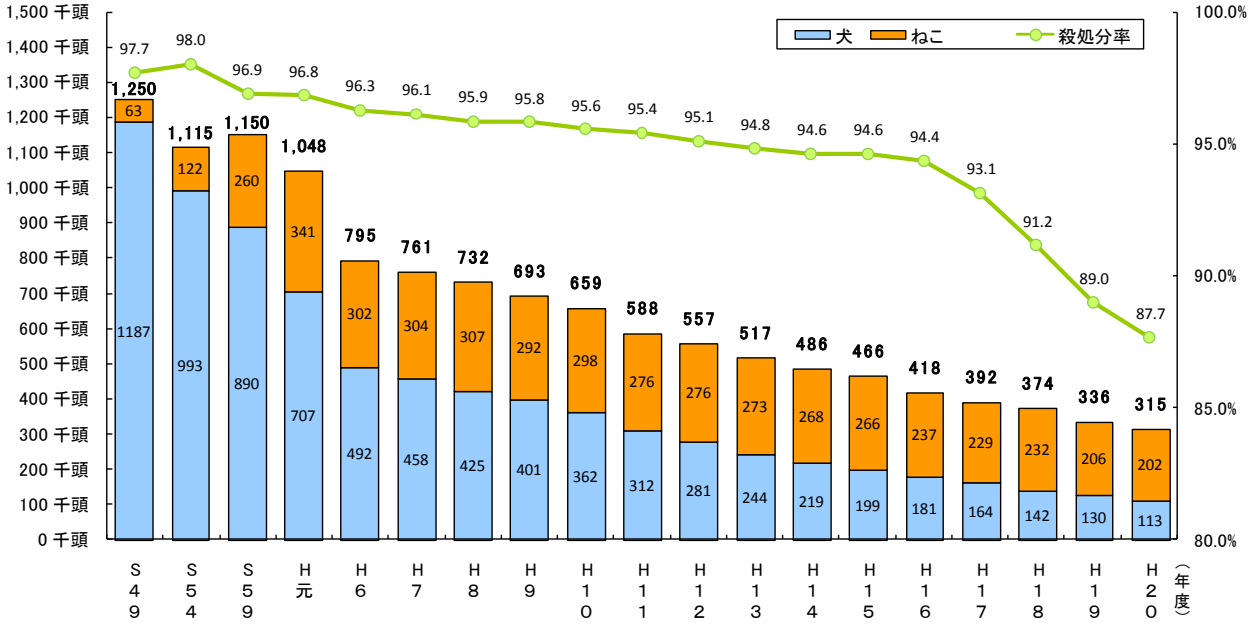

平成17年度以前の犬の引取り数は、狂犬病予防法に基づく抑留を勘案した推計値

全国の犬・猫の返還・譲渡率の推移

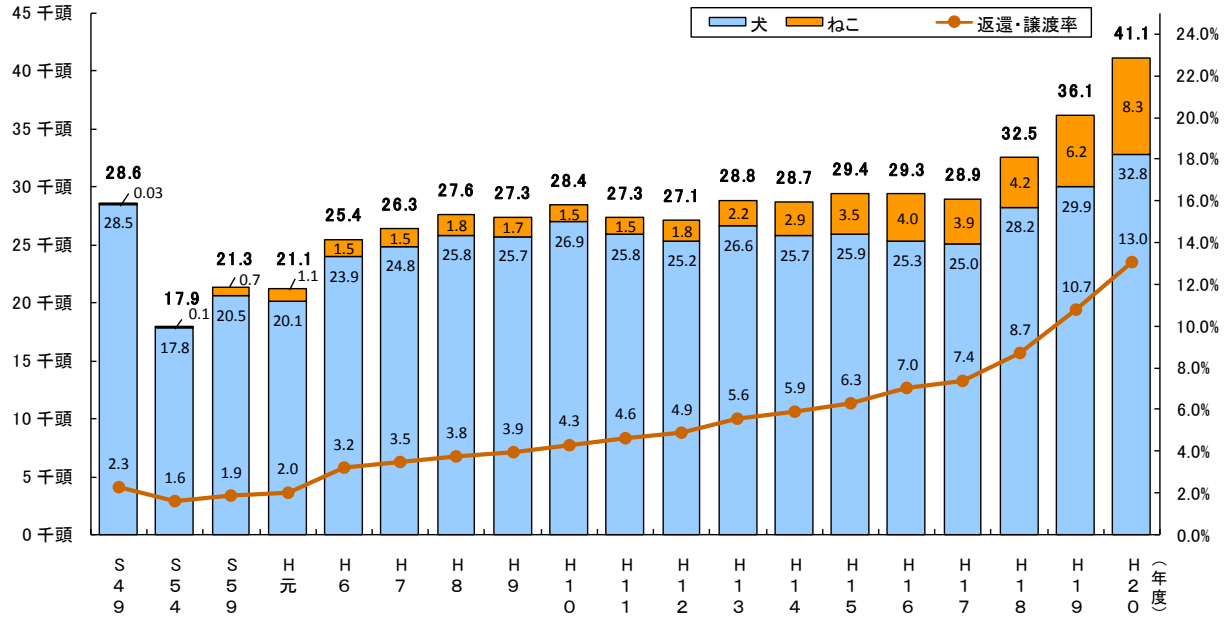

平成17年度以前の犬の引取り数は、狂犬病予防法に基づく抑留を勘案した推計値

○昭和 49 年度～平成 10 年度　総理府調べ　　○平成 11 年度～平成 20 年度　環境省調べ

全国の犬・猫の殺処分数の推移

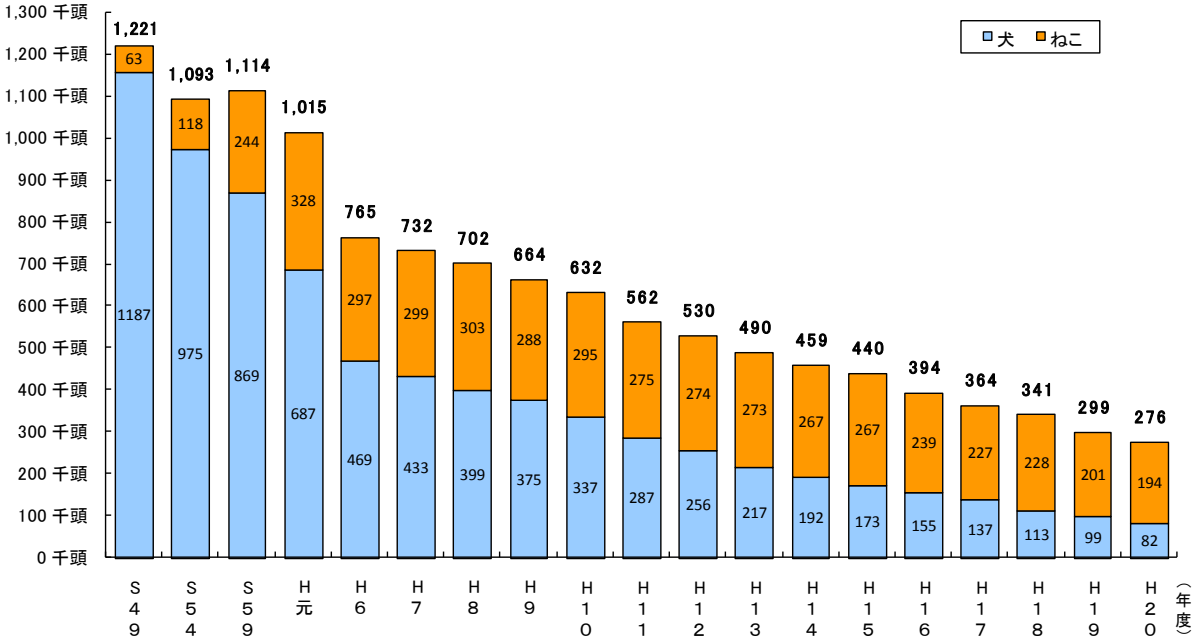

平成17年度以前の犬の引取り数は、狂犬病予防法に基づく抑留を勘案した推計値

○昭和 49 年度～平成 10 年度　総理府調べ　　○平成 11 年度～平成 20 年度　環境省調べ

多頭飼育に関連した新聞報道事例

平成 10 年 1 月～平成 22 年 3 月に多頭飼育に関連して新聞で報道された事例を、新聞記事検索によって抽出した。

- ○ 新聞報道されるのは、飼育頭数 50 頭以上の大量飼育の事例が多い。
- ○ 一般飼養者は、捨て犬を集めて繁殖してしまう等の経緯で多頭飼育に至る。
- ○ 飼育頭数の増加と、経済力不足や高齢による衰えなどによる管理能力の低下によって管理が難しくなり、トラブル等が発生する。
- ○ トラブル等には、周辺の生活環境の悪化、生命・身体・財産への危害、不適正な飼養等がある。
- ○ 平成 21 年度にも新たな事例の報道が相次いでいる。

新聞報道された多頭飼育の事例①

NO	報道の時期	飼育場所	飼育動物	飼育主体	多頭飼育の経緯	トラブル等の類型	トラブル等の経緯と内容
1	H10.11	愛知県 西尾市	犬 約100頭	繁殖・販売業者	不明	不適正な飼養	犬の繁殖業者が劣悪な環境で多数の犬を飼育・繁殖し、一部が衰弱死・病死した。県が立入検査を行い、飼養者の同意のもとに犬を引き取り、里親に引渡すなどした。
2	H12.4 ～6	埼玉県 大宮市 （現さいたま市）	犬 数百頭	繁殖・販売業者	ブリーダーとして多数の犬を飼育。	不適正な飼養	ブリーダーとして郊外の家屋で多数の犬を飼っていたが、経営悪化により廃業した後、餌を与えないなど放置し、栄養不足や寄生虫や骨折等の状態となり、大半の犬が衰弱死した。
3	H12.12	兵庫県 三木市	犬と猫 約100頭	繁殖・販売業者	ブリーダーとして多数の犬を飼育	生活環境の悪化等	ブリーダー（取扱業は無届）として自宅敷地のコンテナハウスで多数の犬と猫を飼育していたが、悪臭やハエが発生。県が立入検査し、指導。
4	H14.12	鳥取県 船岡町 （現八頭町）	犬 約80頭	繁殖・販売業者	ブリーダーとして多数の犬を飼育	生活環境の悪化	県外から転入したブリーダーが、住宅街で多数の犬を飼育し、騒音や悪臭について周辺住民から苦情があった。住民が提訴して転出することになった。これを契機に、鳥取県では多頭飼育を規制する条例を制定。
5	H15.1	京都府 亀岡市	犬 約100頭	一般飼養者	不明	生活環境の悪化等	約 4 年前から飼い始めた犬の数が増えて、周辺住民からの苦情、皮膚病の発生などがあった。飼養者が交通事故で入院し、動物愛護団体が引き取って安楽死等した。

新聞報道された多頭飼育の事例②

NO	報道の時期	飼育場所	飼育動物	飼育主体	多頭飼育の経緯	トラブル等の類型	トラブル等の経緯と内容
6	H13.12 ～ H18.12	山梨県 都留市	犬 約400頭	一般飼養者	飼いきれない犬を引受け。繁殖防止をせず頭数が増加。	生活環境の悪化	山林や自宅敷地で約 10 年前から多数の犬を飼い、以前から周辺住民から騒音や悪臭に苦情があった。県の再三の指導に関わらず、状況が改善せず、H13.12 に改善勧告（動愛法）を発出。
7	H15.8 ～H16.3	香川県 さぬき市	犬 約50頭	一般飼養者	不明	生命・身体・財産への危害等	自宅の市営住宅の庭で約 10 年前から多数の犬を飼い、以前から周辺住民に襲いかかるなど苦情があった。H15.8 に新聞配達の女性を 3 匹の犬が襲い重傷を負わせた。
8	H17.12	岐阜県 坂祝町	犬 約50頭	繁殖・販売業者	ペットショップで多数の犬を飼育。	不適正な飼養	ペットショップで飼育していた犬 18 匹を不適正な飼養により死亡させたとして改善勧告（動愛法）。店内にはふん尿が散乱。
9	H18.3 ～11	長野県 軽井沢町	犬 約300頭	繁殖・販売業者	ブリーダーとして多数の犬を飼育。	生活環境の悪化	ブリーダーとして自宅の建物内外で多数の犬を飼育し、騒音や悪臭が生じて周辺住民から苦情があった。
10	H18.5	福岡県 宮若市	犬 約50頭	一般飼養者	野良犬を集めて飼育。	不適正な飼養	大阪府の自宅からの旅行時に、約 50 頭の犬をワゴン車後部に寿司詰めにして移動し、死亡・衰弱させ、宮若市の公園に捨てた。
11	H18.6 ～7	福井県 あわら市	犬 約20～30頭	一般飼養者	不明	生活環境の悪化	7～8 年前の転居時から自宅で多数の犬を飼い、騒音や悪臭で近隣トラブルに。
12	H18.10	広島県 広島市	犬 約540頭	展示業者	多数の犬を用いるレジャー施設が経営不振で閉鎖され、残された犬を飼育。	不適正な飼養	H17.5 にレジャー施設が閉鎖された後、犬管理業者が残された多数の犬を飼育していた。費用がかさむなどして衛生状態が悪化し、市が指導。H18.8 頃から給餌しないなどして一部を衰弱させた。
13	H18.12 ～H19.3	佐賀県 鹿島市	犬 約100頭	繁殖・販売業者	販売するため繁殖施設で多数の犬を飼育。	不適正な飼養	鹿島市内の繁殖施設で、多数の犬を飼育していた。H18 夏から飼養者の交通事故により管理が難しくなり、施設の不衛生や給餌不足に至った。H18.11～12 に県が改善勧告、改善命令を発出。
14	H19.7 ～H20.4	宮城県 仙台市	犬 約100～150頭	一般飼養者	当初の数匹が、他の飼養者の遺棄、繁殖でさらに増加。	不適正な飼養等	農地・山などに囲まれた約 600 平方メートルの自宅敷地に十数年前から多数の犬を飼い、不衛生な状態になった。敷地外への逸出もあり周辺住民から苦情があった。
15	H19.8	北海道 石狩市	犬 約150頭	一般飼養者	当初数匹であったが、捨て犬などを集めて飼育。繁殖で増加。	生命・身体・財産への危害のおそれ等	約 3 ヘクタールの原野を H2 に購入。次第に飼育する犬の数が増加し、H12 頃には 150 頭に。7、8 年前から敷地外への逸出もあった。
16	H19.8	石川県 金沢市	犬と猫 約30頭	一般飼養者	捨て犬・捨て猫を集めて飼育。	不適正な飼養	2 年前から捨て犬や捨て猫を世話するようになったが、経済的余裕がない、入院する等で管理が難しくなった。不衛生な状態で、一部は給餌不足や病気で衰弱。

新聞報道された多頭飼育の事例③

NO	報道の時期	飼育場所	飼育動物	飼育主体	多頭飼育の経緯	トラブル等の類型	トラブル等の経緯と内容
17	H19.9	山口県 山陽小野田市	猫 約30頭	一般飼養者	不明	不明	自宅である長屋形式の市営住宅の部屋で、多数の猫を飼育。住民からの苦情。市の指導に関わらず改善せず。
18	H20.2 ～7	沖縄県 名護市	犬 約60頭	一般飼養者	捨て犬を集め、次第に数が増加。	生活環境の悪化	住宅地内の自宅敷地で、H13頃から犬を飼い始め、多数を飼育。H20.1 に周辺住民の苦情があり、放し飼い、騒音、悪臭、不衛生などを県が確認。指導に応じず、H20.7 に改善命令（動愛法）。
19	H20.7 ～ H21.5	静岡県 小山町	犬 約90～120頭	一般飼養者	捨て犬や野良犬を集め、飼いきれない犬を引受けて飼育。	生命・身体・財産への危害のおそれ等	小山町内の山中、集落から800 メートル離れた小屋と敷地に多数の犬を飼育。御殿場市の自宅から通っていたが、高齢や餌代不足で管理が難しくなった。逸出があるなどで周辺住民から苦情。
20	H20.7	岐阜県 高山市	犬 約数十～300頭	一般飼養者	元ブリーダーであり廃業後も多数の犬を飼育。	不適正飼養、生活環境の悪化	高山市内の別荘の敷地で、多数の犬を飼育。H15 に移住したが、H19 末に家族の体調不良で下呂市に移転。その後給餌せず、多数の犬が餓死。周辺の別荘所有者から騒音や悪臭の苦情も。
21	H21.8	新潟県 新潟市	犬や猫 約300頭 （延べ数）	一般飼養者	年 40 頭程度を敷地内に運び込み。	不適正な飼養	自宅で多数の犬や猫を光の入らない木箱や廃車など劣悪な環境で飼養。H14 から動物愛護団体による給餌などの対応。その後移転した飼養者との合意により、保健所が引き取り。
22	H21.8	埼玉県 栗橋町 （現久喜市）	犬 約60頭	一般飼養者	飼いきれない犬を引き受けて飼育。	不適正な飼養	H1 に、夫婦が人目につきにくい町有地で多数の犬を飼育しているのが判明。明け渡しに応ぜず。その後、夫が死亡して、飼いきれなくなり、保健所に処分を依頼。飼育環境は劣悪。
23	H21.10	宮城県 亘理町	犬 約40頭	繁殖・販売業者	ブリーダーとして多数の犬を飼育。	生活環境の悪化	H21 から自宅敷地で小型犬などを多数飼育。放し飼いにされており、周辺住民から騒音や悪臭についての苦情があった。指導に応ぜず、化製場法違反により逮捕。
24	H21.12	福岡県 直方市	犬 約60頭	一般飼養者	不明	生活環境の悪化	自宅敷地で多数の犬を飼育し、H15 頃から騒音、悪臭、汚物の流出等についての苦情があった。県は再三指導したが改善されず。H21 には周辺住民が飼養者を殴打する傷害事件が発生。
25	H21.12 ～H22.3	兵庫県 尼崎市	犬 約400頭	繁殖・販売業者	ブリーダーとして多数の犬を飼育。	生活環境の悪化	住宅街にある施設で多数の犬を飼育し、H10 頃から周辺住民から騒音や悪臭について苦情があった。市が再三指導したが従わず、5 年ほど前から市が引き取って処分。

出典：G-Search データベースサービス「新聞雑誌記事横断検索」による新聞記事から作成

注：本表の記載は新聞記事の内容による。

多頭飼育問題への対応事例

前掲の多頭飼育に関連する新聞報道事例のうち、動物愛護管理法等による対応が行われている事例の詳細を示した。

○事案の態様に応じ、生活環境の保全、不適正な飼養、動物取扱業者の業の適正化などの視点から動物愛護管理法等による対応が行われている。
○また、行政（都道府県、市町村、警察）、獣医師会、ボランティア団体、地域住民、飼養者などの関係者が連携して問題解決を図る事例も見られる。

（１）生活環境保全の視点からの対応

沖縄県名護市の事例（一般飼養者に生活環境の保全の視点から対応した事例）

○事案の概要
地域：沖縄県名護市
飼養者：40 歳代男性、一般飼養者
飼養動物：犬、約 60 頭
飼養場所：住宅地内の自宅敷地内

○問題の状況
・放し飼い、鳴き声、餌の残飯等の放置による悪臭、糞尿の処理不足による不衛生、ウイルス感染・寄生虫、
・狂犬病予防法の登録・予防注射

○経緯

平成 13 年～	男性が捨て犬を集めて飼育を始め、次第に頭数が増加
平成 20 年 1 月	周辺住民からの苦情、県が現場調査
平成 20 年 2 月～5 月	県と市（名護市）が数回にわたり指導するも改善せず
平成 20 年 7 月	県が動物愛護管理法（25 条）により改善を命令 県が動物愛護管理法、狂犬病予防法違反で刑事告発

○対策（動物愛護管理法 25 条－周辺の生活環境の保全に係る措置）
法 25 条は、多頭飼育による鳴き声等の音、汚物等による臭気、飛散する毛等、衛生動物により周辺の生活環境が損なわれ、周辺住民の苦情等があるときに、都道府県知事が飼養者に対して勧告・命令を行う制度。罰則も設けられている。
本件は、飼育頭数が多く、周辺住民の苦情もあるケースで、指導に応じない一般飼養者に対し、周辺の生活環境の保全の視点から、法 25 条の命令や罰則により改善を促したもの。

鳥取県船岡町の事例（繁殖業者に生活環境の保全の視点から対応した事例）

○事案の概要
地域：鳥取県船岡町（現八頭町）
飼養者：詳細不明、繁殖業者
飼養動物：犬、約 80 頭
飼養場所：住宅地内の繁殖施設

○問題の状況
・鳴き声の騒音や悪臭の発生による周辺住民からの苦情

○経緯

平成 10 年～	繁殖業者が県外から転入。周辺住民からの苦情に応じて、県が数度の文書指導をするが改善が認められず。
平成 14 年 6 月	動物愛護管理法による改善勧告
平成 14 年 8 月	動物愛護管理法による改善命令
平成 14 年 12 月	鳥取県が「県民に迷惑をかける犬または猫の飼育の規制に関する条例」を制定 動物繁殖業者が県内に転居

○対策（動物愛護管理法 25 条、多頭飼育を規制する条例）
本件は、周辺住民からの苦情を受けて、県が数回の指導を重ね、上述の法 25 条（旧法 15 条）により都道府県知事が飼養者に対して勧告・命令を行って改善を促すとともに、迅速に、多頭飼育を規制する新たな条例を制定した事例。新条例は、住民の生活環境を保全するため多頭飼育を禁止する必要があると認める住居が集合している等の地域において、犬と猫を合算して 10 頭以上を飼育することを禁止する内容。

（２）不適正飼養の視点からの対応

埼玉県大宮市の事例（繁殖業者に不適正飼養の視点から対応した事例）	
○事案の概要 地域：埼玉県大宮市（現さいたま市） 飼養者：50 歳代男性、繁殖業者 飼養動物：犬、多い時で数百頭 飼養場所：郊外の旧自宅敷地内	**○問題の状況** ・十分なえさを与えず、不衛生な飼養環境に放置し、栄養不足により多数の犬を餓死させた ・寄生虫や骨折などを治療せず ・狂犬病予防法の登録・予防注射をせず
○経緯 平成 5-6 年頃　飼養者が以前住んでいた自宅敷地内で繁殖のために飼育開始 平成 12 年 2 月～　飼養者が経営悪化により失そうし犬を放置 平成 12 年 3 月～　周辺住民から保健所に悪臭の苦情 平成 12 年 4 月　動物愛護団体が動物愛護管理法違反などで告発 平成 12 年 6 月　動物愛護管理法、狂犬病予防法違反で逮捕	
○対策（動物愛護管理法 44 条－愛護動物の虐待や遺棄の禁止） 法 44 条（旧法 13 条）は、動物の愛護の根幹を揺るがす動物への虐待や遺棄を禁止しており、みだりに給餌・給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者への罰則を定めている。 本件は、繁殖のために飼養していた多数の犬を長期にわたり餌や水を与えずに放置して、多数を餓死させたことで、飼養者の逮捕にまで至った事案である。	

（３）動物取扱業者の業の適正化の視点からの対応

佐賀県鹿島市の事例（動物取扱業者に業の適正化の視点から対応した事例）	
○事案の概要 地域：佐賀県鹿島市 飼養者：20 歳代男性等、動物取扱業者 飼養動物：犬、約 100 頭 飼養場所：繁殖施設内	**○問題の状況** ・犬の死骸の放置 ・犬を飼養しているケージ等における糞尿や餌の処理不足
○経緯 平成 18 年夏　飼養者の交通事故により管理が難しくなる 平成 18 年 11 月　県への投書、県（杵藤保健福祉事務所等）が立ち入り検査 県が動物愛護管理法（23 条）による改善勧告 12 月　県が動物愛護管理法（23 条）による改善命令 平成 19 年　1 月　県が動物愛護管理法違反（21 条違反）で刑事告発、新たな飼い主に譲渡するため一部の犬を県が保護	
○対策　動物愛護管理法 21 条（動物取扱業者の基準遵守義務）、23 条（勧告と命令） 法 21 条は、動物取扱業者に対して、動物の健康・安全の保持や生活環境の保全上の支障防止のため、動物の管理の方法にかかる基準を設けており、遵守義務を負わせる制度。基準は、汚物・残さ等の処理など清潔の保持、鳴き声の伝播を防止する措置などを定める。法 23 条は、都道府県知事が、この義務を守らない動物取扱業者に対して勧告・命令を行う制度。罰則も設けられている。 本件は、飼養頭数が多く、指導に応じない動物取扱業者に対して、動物取扱業の適正化の視点から、法 21 条、23 条の命令や罰則により改善を促したもの。	

（４）関係者の連携

静岡県小山町の事例（飼養者を含む関係者の連携によって対応した事例）

○事案の概要
地域：静岡県小山町
飼養者：70 歳代男性等、一般飼養者
飼養動物：犬、約 90～120 頭
飼養場所：自宅から離れた山中の敷地内

○問題の状況
・逸出による徘徊（農地を荒らす、子供を追いかけるなど）、糞尿の処理不足による不衛生（河川等への影響のおそれ）
・狂犬病予防法の登録・予防注射

○経緯

20 年ほど前～	男性が捨て犬や野良犬を集めて飼育を始め、飼いきれない犬の引受等によって数が増加。高齢や餌代不足により管理不足に。
平成 20 年 7 月	新聞報道（約 90 頭）
10 月～	県等の関係者の連携による、犬の搬出（3 回）、健康診断、新飼養者への引き継ぎ、寄付の募集。
平成 21 年 5 月	約 300 万円の寄付金が集まり、この一部で犬飼育場を整備しケージを購入等の事業を実施（約 70 頭）

○対策（飼養者を含む、行政、ボランティア団体など関係者の連携）
多くの場合、飼育頭数を減らすことが問題の根本的な解決につながるが、新たな飼養者の確保が必要。飼養者が協力的であっても自力で飼育頭数を減らせないときには、関係者の連携による支援が必要。
本件は、飼養者の了承のもと、県生活衛生室が主導し、静岡県、小山町、静岡県獣医師会、ボランティア団体、（社）静岡県動物保護協会など関係者が連携して、頭数を減少のために以下のような対策を実施したもの。
①町、獣医師会等による犬の搬出、健康診断。
②ボランティア団体等による新飼養者の募集と引き継ぎ。
③県動物保護協会による活動のための寄付の募集（ペットフードやワクチンの費用、飼育施設の整備や、飼育環境の改善・個体管理等により譲渡可能な犬にする費用などに充当）。

愛知県西尾市の事例（飼養者の同意のもと関係者が協力して対応した事例）

○事案の概要
地域：愛知県西尾市
飼養者：詳細不明、繁殖業者
飼養動物：犬、約 100 頭
飼養場所：不明

○問題の状況
・劣悪な環境下で飼養
・狂犬病予防法の登録・予防注射をせず

○経緯

平成 10 年 10 月	県が狂犬病予防法違反などの疑いで立入調査
平成 10 年 10～11 月	飼養者の同意を得て、県が病死した犬等を除く全頭を引取
平成 10 年 11 月	県獣医師会の協力により治療、一部は新飼主に譲渡 里親希望者に対する譲渡会を開催

○対策（飼養者を含む、行政、獣医師会など関係者の連携）
繁殖業者等が破たんした場合でも、同意があれば、残された犬を行政が引き受けて新飼主に譲り渡すことが可能。
本件は、行政の主導により、飼養者の同意を得て犬を引き受け、獣医師会の協力のもとに治療して譲渡可能な状態にして（一部治療が難しい個体は安楽死）、譲渡会を開催するなどの積極的な対応をした事例。譲渡会では、新飼主に対して去勢・避妊手術、飼育治療状況の報告を求めるなどしている。

新潟県新潟市の事例（飼養者の同意のもと関係主体が協力して対応した事例）	
○事案の概要 地域：新潟県新潟市 飼養者：詳細不明、一般飼養者 飼養動物：犬、約 300 頭 飼養場所：自宅敷地内	**○問題の状況** ・劣悪な環境下で飼養 ・狂犬病予防法の登録・予防注射をせず
○経緯 平成 14 年 6 月　周辺住民から動物愛護団体に連絡 動物愛護団体による給餌、保健所の指導に応ぜず 平成 20 年 7 月　飼養者が移転 飼養者の同意のもと保健所が引取、動物愛護団体に譲渡 平成 21 年 8 月　里親希望者に対する譲渡会を開催	
○対策（行政と動物愛護団体など関係者の連携） 本件は、行政が関係する動物愛護団体と協力し、飼養者の同意を得て犬を引き受け、いったん動物愛護団体に譲渡した後、譲渡会を開催するなどの積極的な対応をした事例。	

山梨県都留市の事例（関係主体が連携して数カ年にわたり取り組んでいる事例）	
○事案の概要 地域：山梨県都留市 飼養者：70 歳代男性、一般飼養者 飼養動物：犬、約 400 頭 飼養場所：山林など	**○問題の状況** ・し尿の処理が行き届かず悪臭が発生。鳴き声による騒音、毛の飛散、逸出による野犬化等 ・狂犬病予防法の登録・予防注射をせず
○経緯 平成 4 年頃～　飼養者が捨てられた犬を引き取って飼育を開始 繁殖や新たな引き取りにより頭数が増加し、周辺住民から苦情が発生。県の指導によっても改善が見られず。 平成 13 年 12 月　県が動物愛護管理法による改善勧告（飼養頭数約 400 頭） 県が数回の立入調査（改善が見られず） 平成 14 年 2 月　県が動物愛護管理法による改善命令 平成 14 年 4 月　県が立入調査（改善が見られず） 平成 14 年 4 月　関係主体による合同対策会議の設立（第 1 回会合） 持込防止等のための月 2 回のパトロール、飼育頭数減少等 平成 14 年 6 月　合同対策会議第 2 回会合 平成 14 年 8 月　合同対策会議による譲渡会 平成 14 年 10 月　合同対策会議による去勢・避妊手術 平成 14 年 12 月　飼養者による糞等の投棄問題 平成 15 年 4 月　多頭飼育を届出制とする改正動物愛護管理条例の施行 平成 15 年 6 月　合同対策会議第 3 回会合（飼養頭数が約 250 頭に減少、） 平成 17 年 5 月　合同対策会議第 5 回会合（飼養頭数が約 170 頭に減少、3 か所の飼育場所のうち 1 箇所が閉鎖） 平成 18 年 12 月　飼養者の男性の死亡を確認、知人らが引き継ぎ 平成 21 年　知人らが 80 頭程度を飼養	
○対策（行政、獣医師会、ボランティア団体、地域住民など関係者の連携） 動物愛護管理法 25 条（旧法 15 条）による勧告や命令にも関わらず、飼養者に改善の意思がない、または資力がないなどの場合には、刑事処分等の手段が残されている。しかし、個別具体のケースによっては、刑事処分等を発動して飼養者を処罰しても、多頭飼育の状態を具体的に解決するには役立たない場合もある。 本件は、このような場合に、県、市、警察、県獣医師会、動物愛護団体、周辺 8 自治会から構成される関係者が対策会議を設立して、パトロール、去勢・避妊手術、新飼主への譲渡などについて連携し、長期にわたり粘り強く解決を図っている事例である。	

出典：G-Search データベースサービス「新聞雑誌記事横断検索」による新聞記事、各県公表資料・ヒアリング等から作成

注：本票の記載は新聞記事の内容等による。

犬・猫の所有明示（個体識別）措置

○ 犬・猫の所有明示措置の実施率は増加傾向にあり、現在、犬で約 55%、猫で約 37%（インターネット調査）。
○ 動物 ID 普及推進会議へのマイクロチップの登録数が約 33 万件に増加。

犬・猫の所有明示措置の実施率

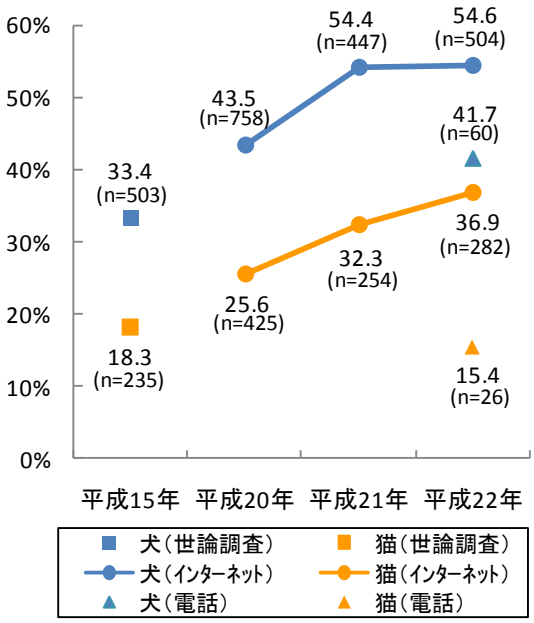

○平成 15 年　内閣府調べ（世論調査）

犬・猫の所有明示措置の方法

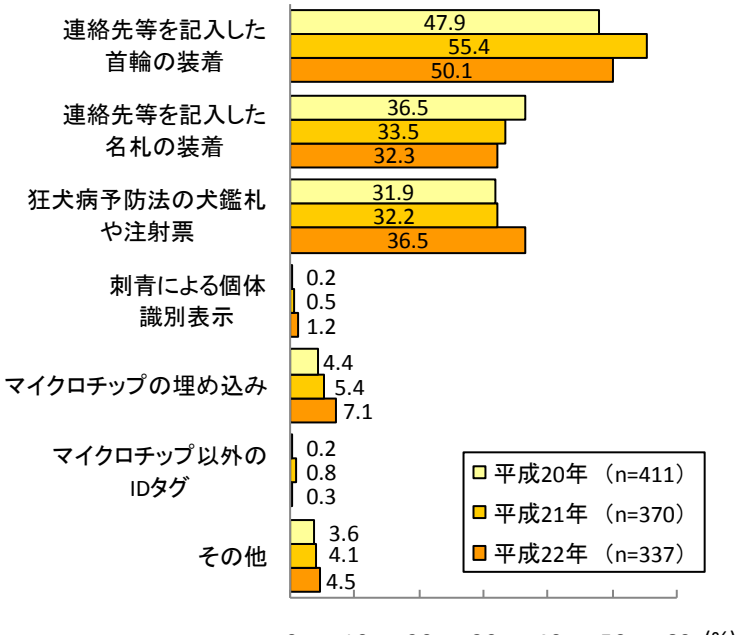

○平成 20～22 年　環境省調べ

動物 ID 普及推進会議（AIPO）へのマイクロチップの登録数（累計）

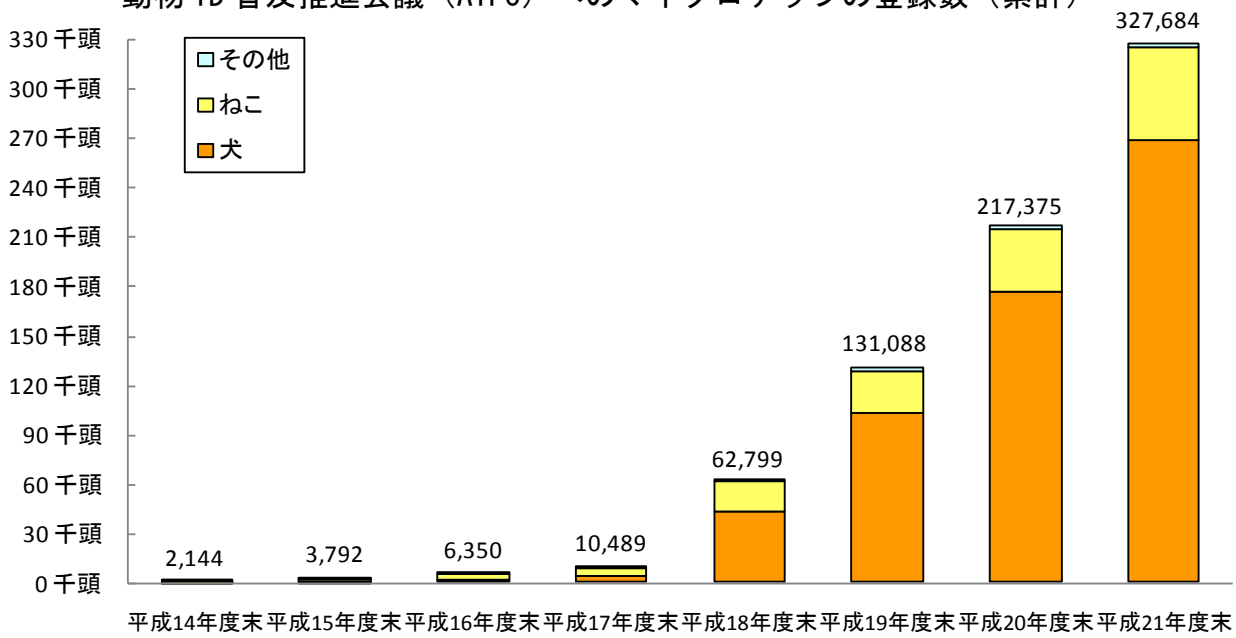

○動物 ID 普及推進会議（AIPO）調べ

マイクロチップへの賛否

○ ペット用マイクロチップは国民の約 66%に認知されており、約 59%がマイクロチップ施術に賛成している（インターネット調査）。

ペット用マイクロチップの認知度

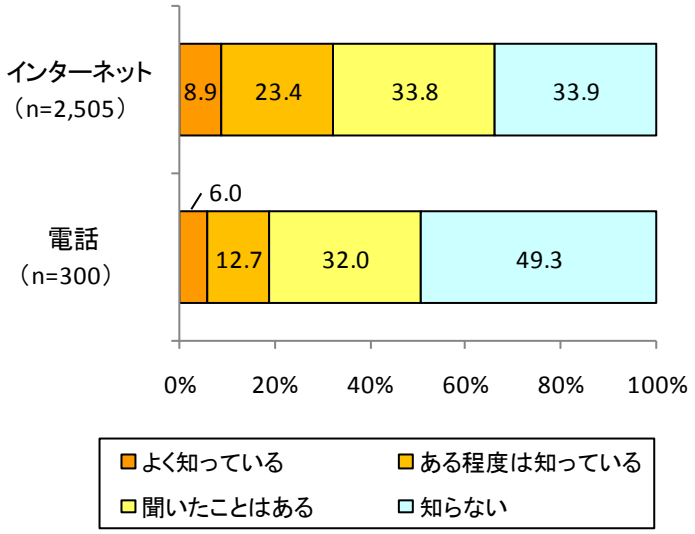

マイクロチップ施術に対する賛否
（n=2, 505）

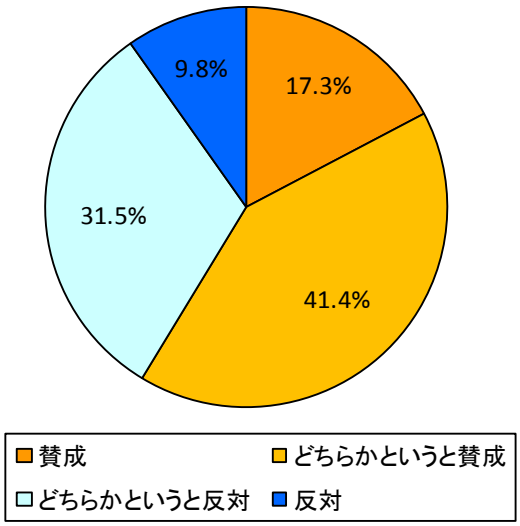

マイクロチップ施術に賛成の理由（内訳）
（MA　n=1, 470）

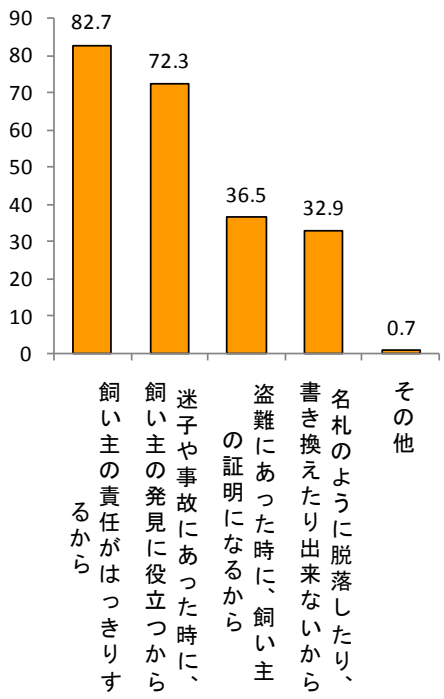

マイクロチップ施術に反対の理由（内訳）
（MA　n=1, 035）

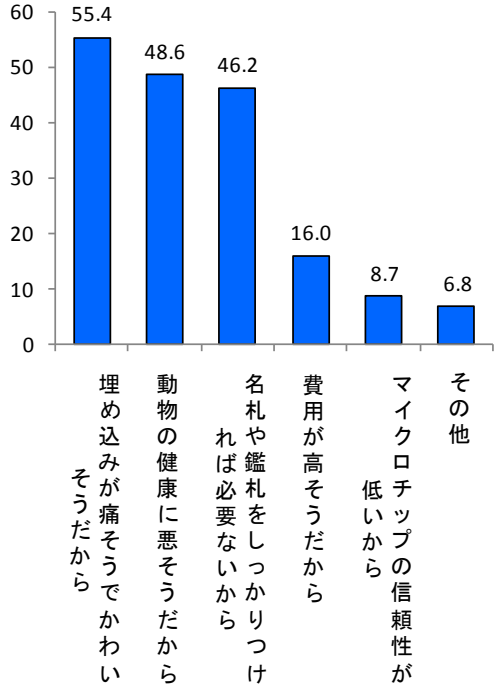

○平成 22 年　環境省調べ

動物取扱業の登録状況

○ 改正動物愛護管理法によって動物取扱業の規制対象業種が拡大し、動物取扱業の登録施設数が約 1.8 倍に増加（平成 21 年 4 月 1 日現在で約 36 千件）。

動物取扱業の登録状況（改正動物愛護管理法施行前後の比較）

■業種別登録状況（のべ数）

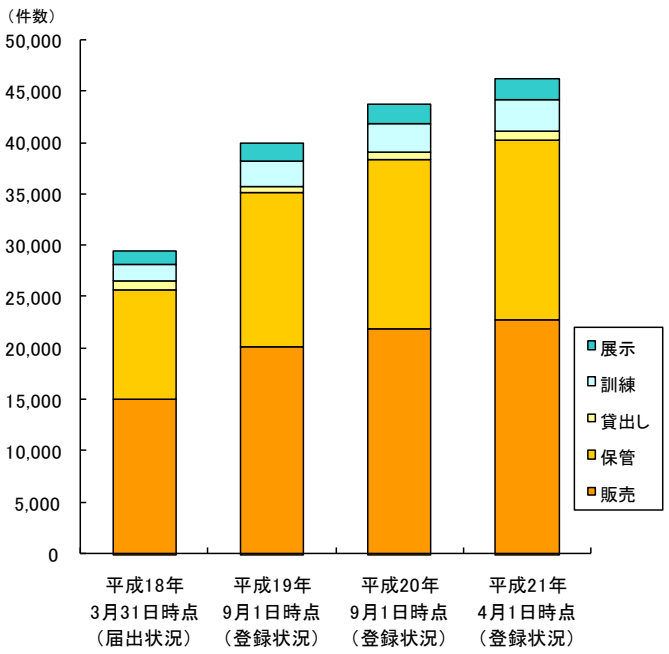

■動物取扱業総施設

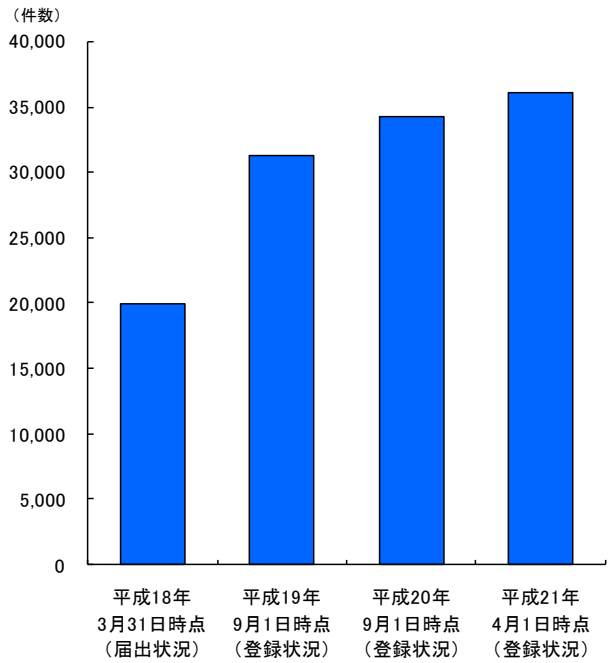

	動物取扱業種別内訳						動物取扱業総施設数
	販売	保管	貸出し	訓練	展示	計（のべ数）	
[旧]届出状況（平成 18 年 3 月 31 日時点）	15, 071	10, 631	877	1, 620	1, 267	29, 466	19, 893
登録状況（平成 19 年 9 月 1 日時点）	20, 195	14, 986	677	2, 460	1, 652	39, 970	31, 292
登録状況（平成 20 年 9 月 1 日時点）	21, 872	16, 490	765	2, 820	1, 900	43, 847	34, 224
登録状況（平成 21 年 4 月 1 日時点）	22, 875	17, 493	853	3, 058	2, 001	46, 280	36, 101

○環境省調べ

動物販売における事前説明

○ペット購入時の事前説明（口頭と文書による説明）の実施率は約 44%で、全国ペット協会加盟店舗では約 89%であった。
○口頭で説明を受けた場合の満足度は約 79%で、説明の丁寧さや飼い方・健康状態などが理解できたことが満足につながっている。

ペット購入時の事前説明の有無

○一般市民（平成 18 年 6 月以降の購入者を対象としたインターネットアンケート：MA）

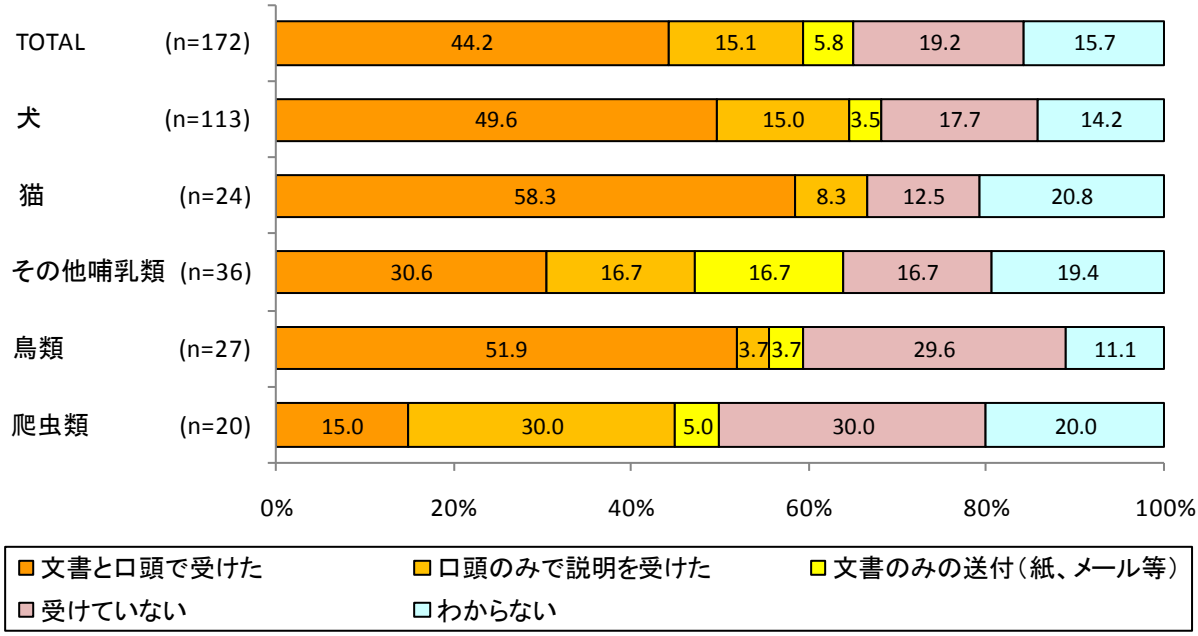

○動物取扱業者（全国ペット協会加盟店舗における、平成 21 年度郵送アンケート：MA）

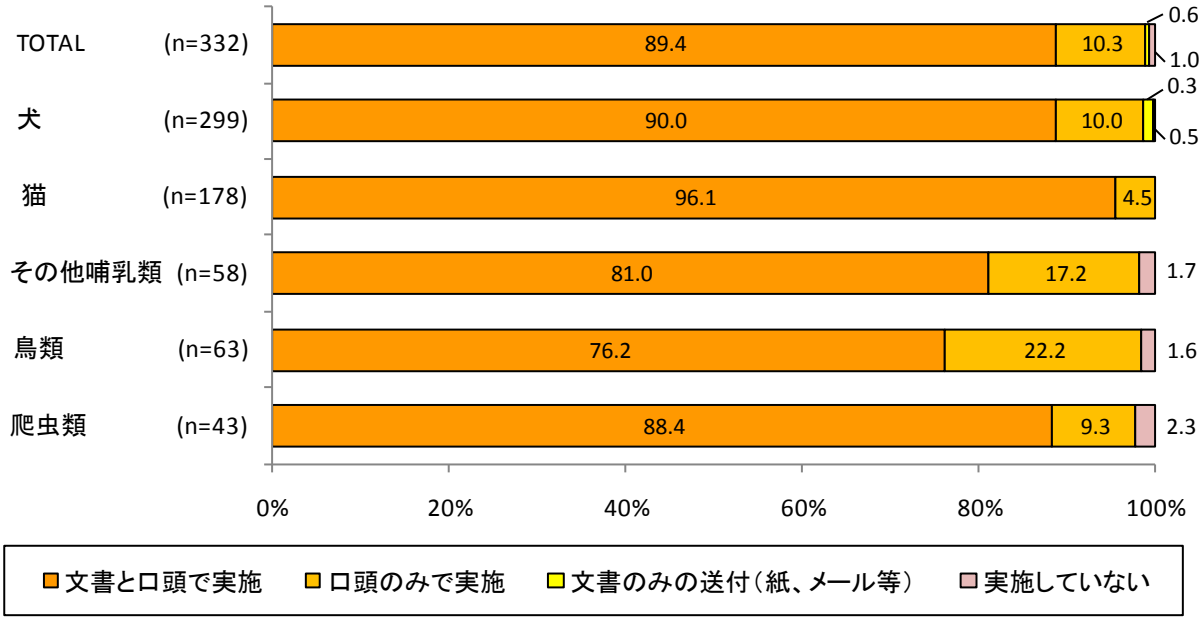

事前説明を受けた長さ

〇一般市民（平成 18 年 6 月以降の購入者を対象としたインターネットアンケート）

全数は「文書と口頭で説明を受けた」n=76、「口頭のみで説明を受けた」n=26 の合計

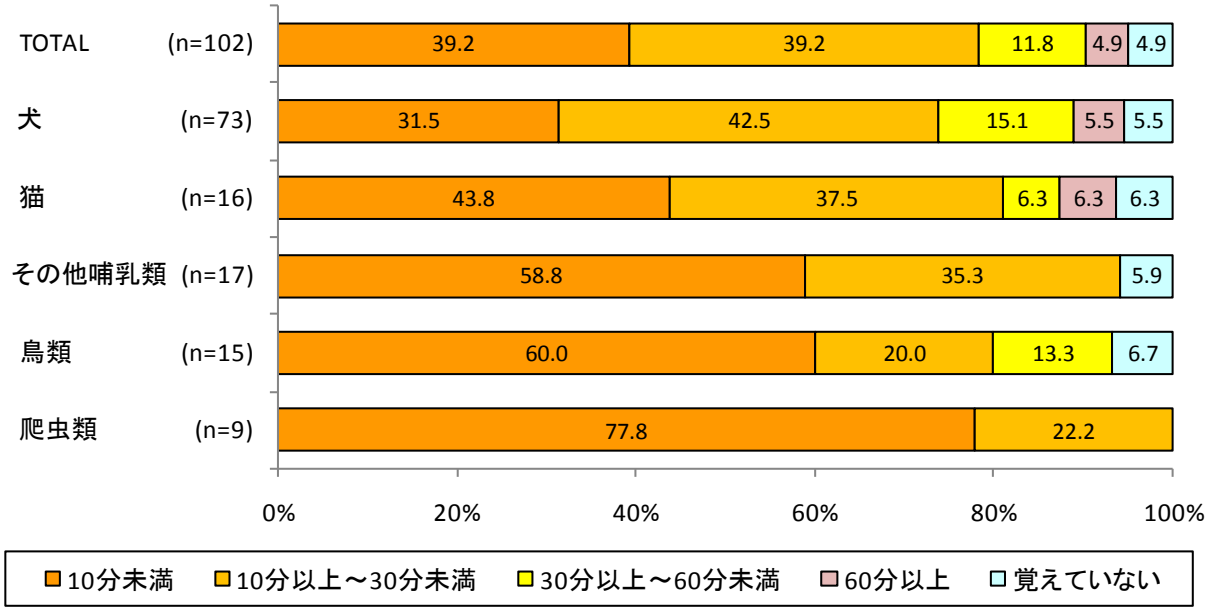

〇動物取扱業者（全国ペット協会加盟店舗における、平成 21 年度郵送アンケート：MA）

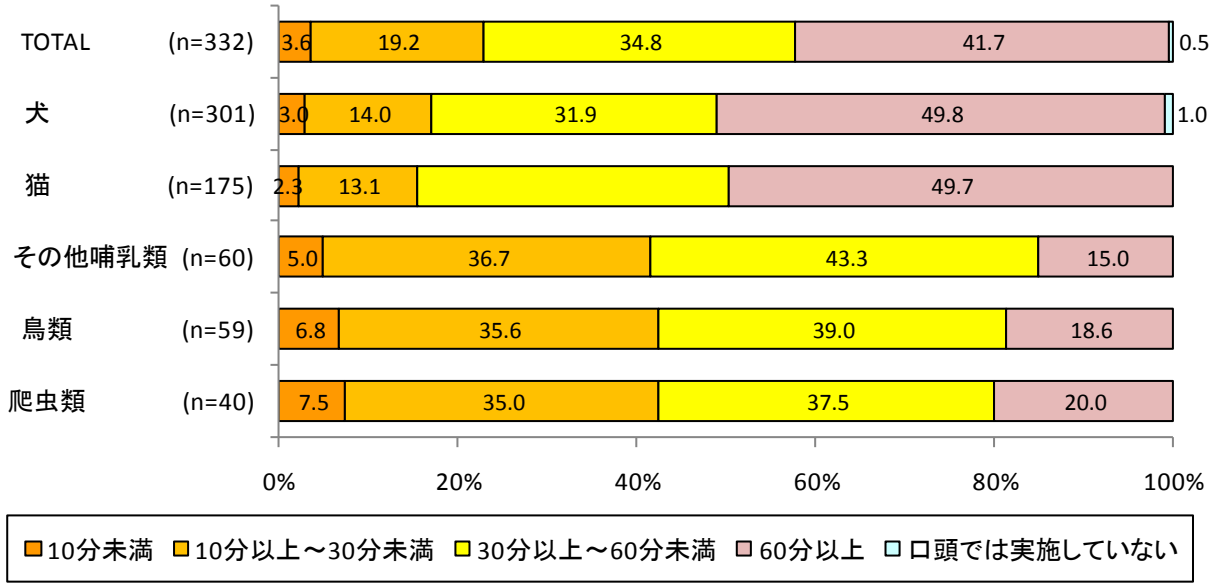

事前説明の満足度

〇一般市民（平成 18 年 6 月以降の購入者を対象としたインターネットアンケート）

全数は「文書と口頭で説明を受けた」n=76、「口頭のみで説明を受けた」n=26 の合計

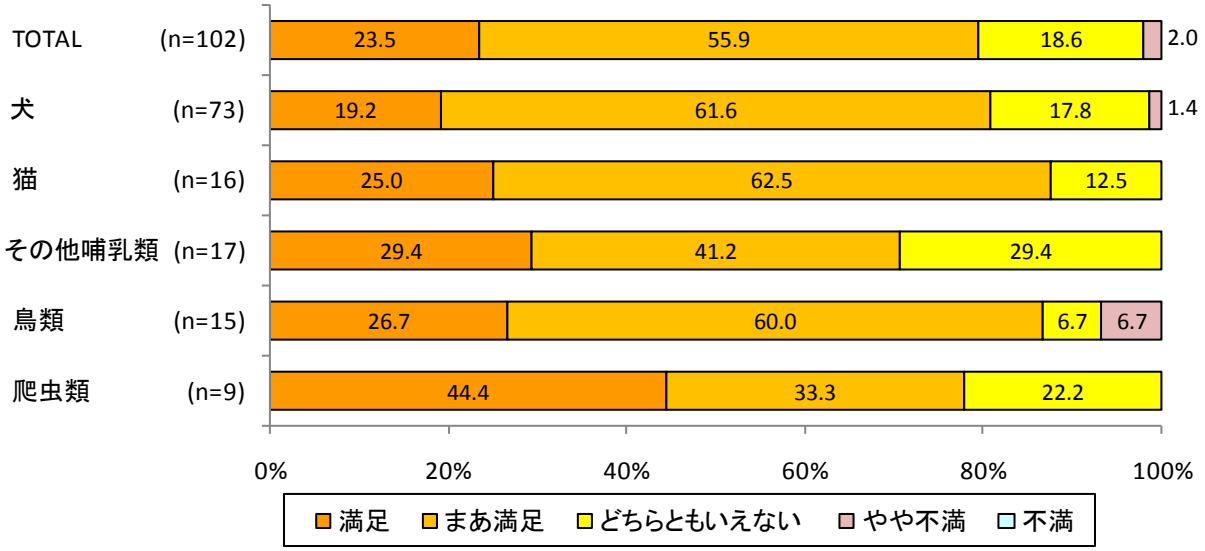

事前説明を受けて良かった点

〇一般市民（平成 18 年 6 月以降の購入者を対象としたインターネットアンケート）

事前説明の満足度が「満足」、「まあ満足」、「どちらともいえない」を対象とした設問

n=81：MA

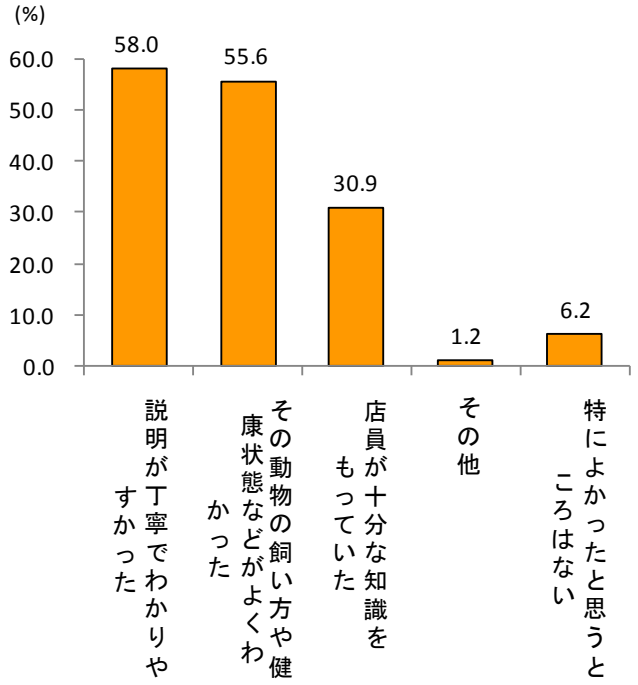

注：満足度が「やや不満」の回答者が事前説明を受けて悪かった点は「事前説明内容と実際の動物の健康状態が異なっていた」であった。(n=2)

〇平成 22 年　環境省調べ

売れ残り動物の取扱い

○ 販売されずに売れ残った動物は、犬猫ともに、生産業者（ブリーダー）や動物業者（小売・卸売）に譲渡・販売される、自社生産用（ブリード用）として引き続き飼育されることなどが多い（動物取扱業者を対象としたアンケート）。

売れ残った動物の取扱い（犬　n=4,528）

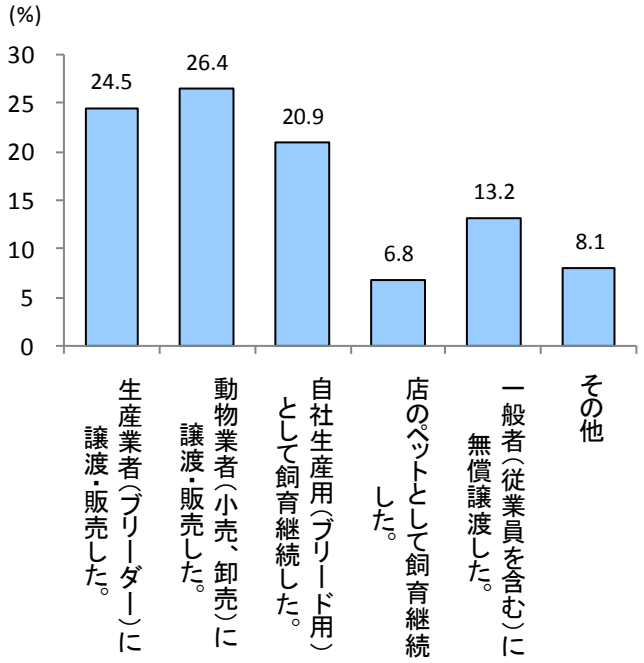

売れ残った動物の取扱い（猫　n=595）

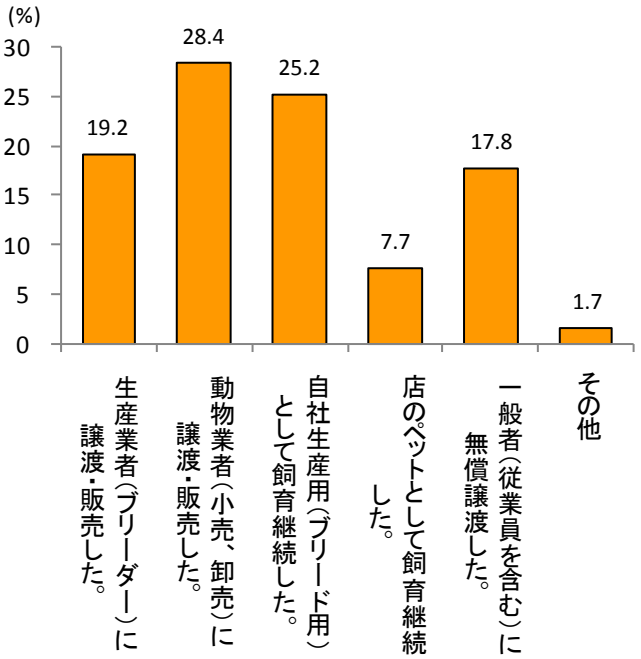

その他の内訳（犬　n=367）

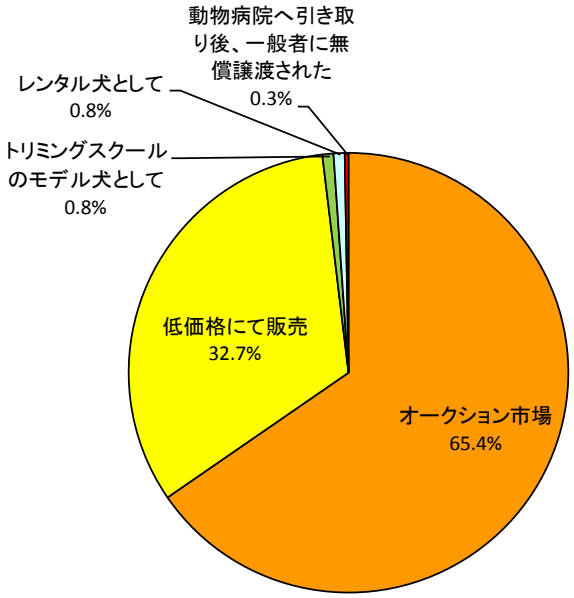

※猫は低価格にて販売（10 頭）のみ

○平成 22 年　環境省調べ

実験動物の適切な取扱

○平成 22 年 3 月に、国内の実験動物取扱施設に関する概要把握、実験動物取扱施設における「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の遵守状況等、実験動物の適切な取扱について、アンケート調査を実施した（※）。
○実験動物取扱施設のうち、約 95%が「動物実験の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の内容を知っている。
○実験の為に購入・生産・飼養等した動物種は、マウス、ラット、ウサギ、モルモットといった小型哺乳類が多く、その次にイヌ、ハムスター、霊長類、と取扱い上位は哺乳類が占める。
○約 94%の施設で基準内容に即した指針や要綱等を策定、約 92%の施設で実験動物の殺処分に関する規定を策定しており、約 99%の施設で指針等の遵守に関する指導を行う委員会等を設置している。

※実験動物に関するアンケート調査概要
◆対　　象：実験施設を含む団体（約 1,000 団体）
◆調査方法：郵送
◆有効回答：654 件

実験施設を含む団体・企業の種類（アンケート対象の内訳）

○全体　（n=654）

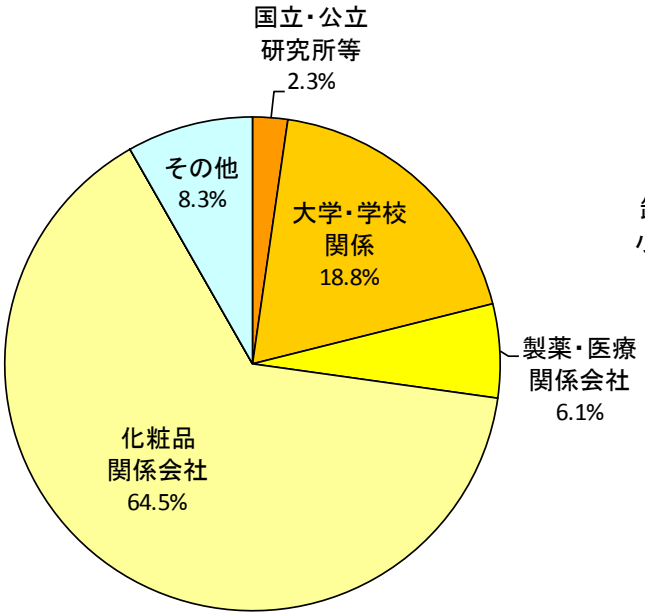

○その他内訳　（n=54）

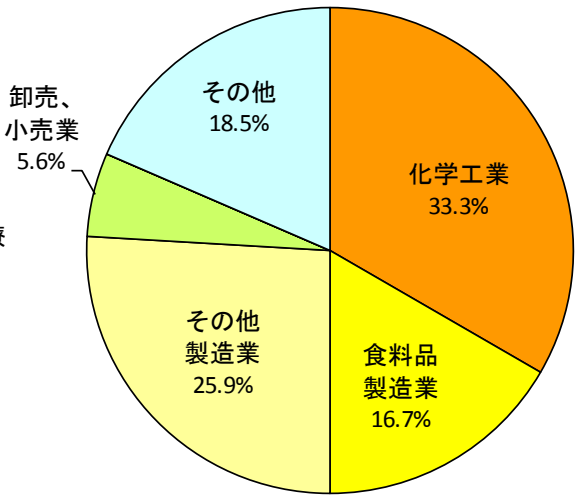

動物を用いた実験の有無

○全体　（n=654）

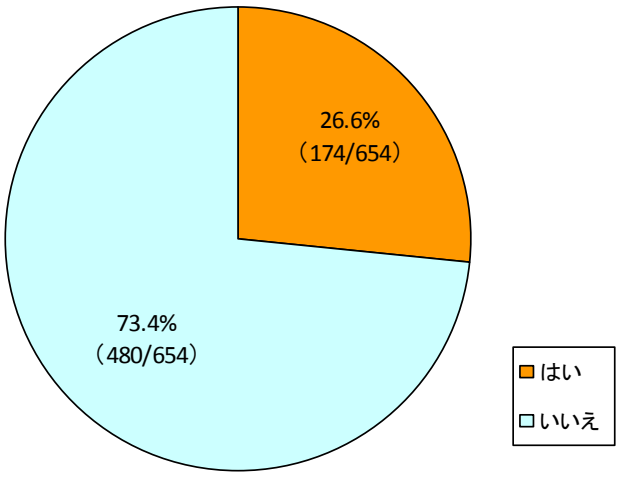

○施設別

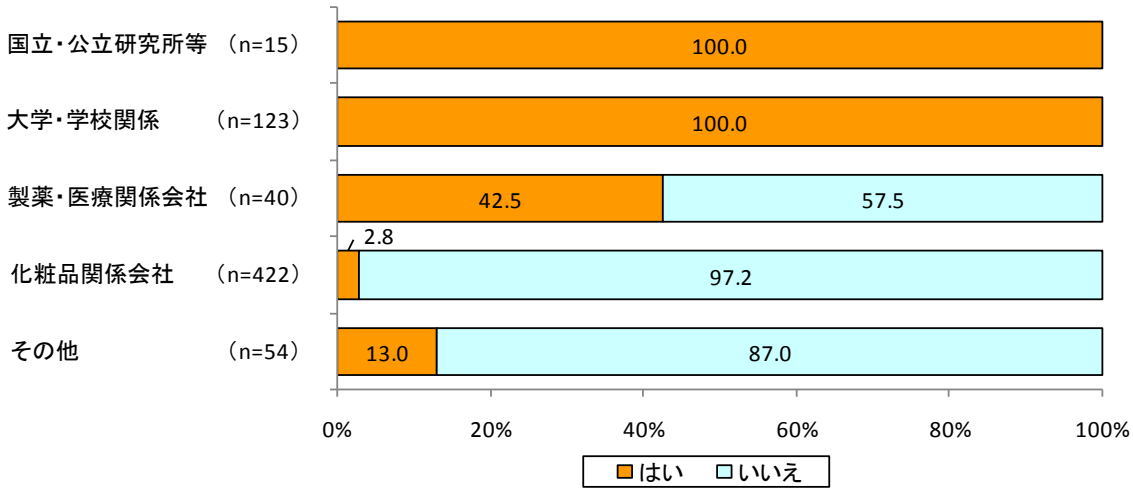

○その他内訳（動物を用いた実験有　n=7）

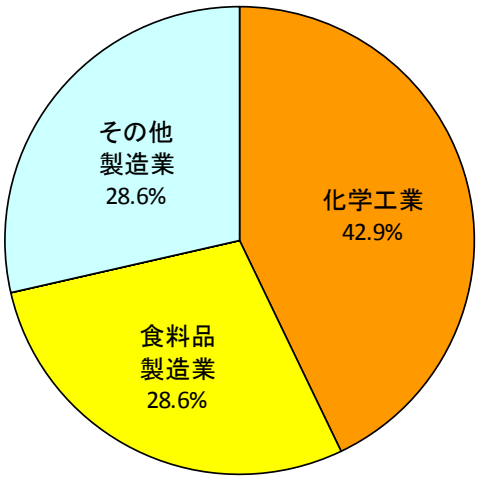

実験の為に購入・生産・飼養等した動物種

○全体　（MA　n=174）

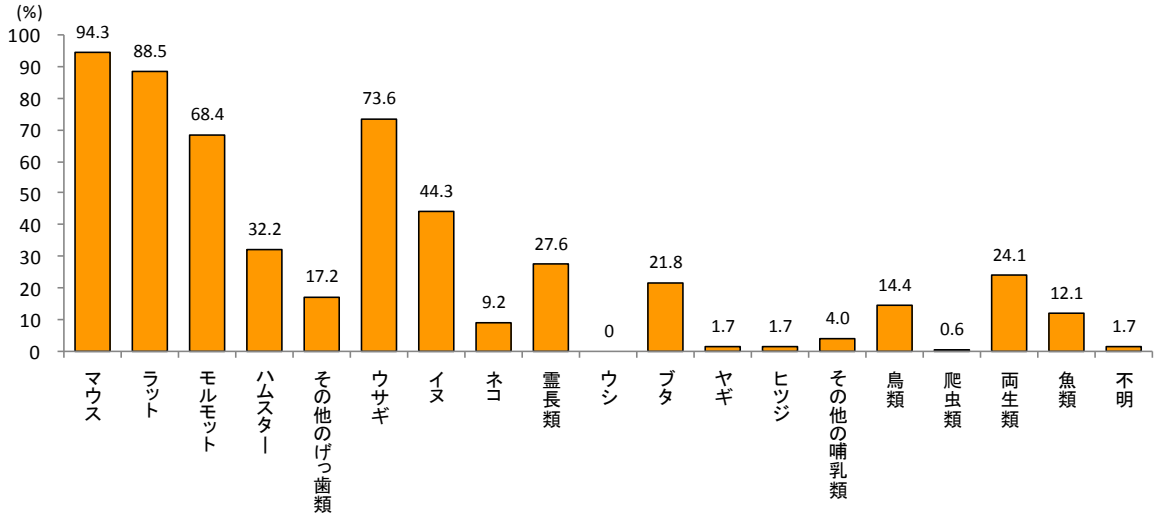

「動物実験の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」概要の認知度

○全体　（n=174）

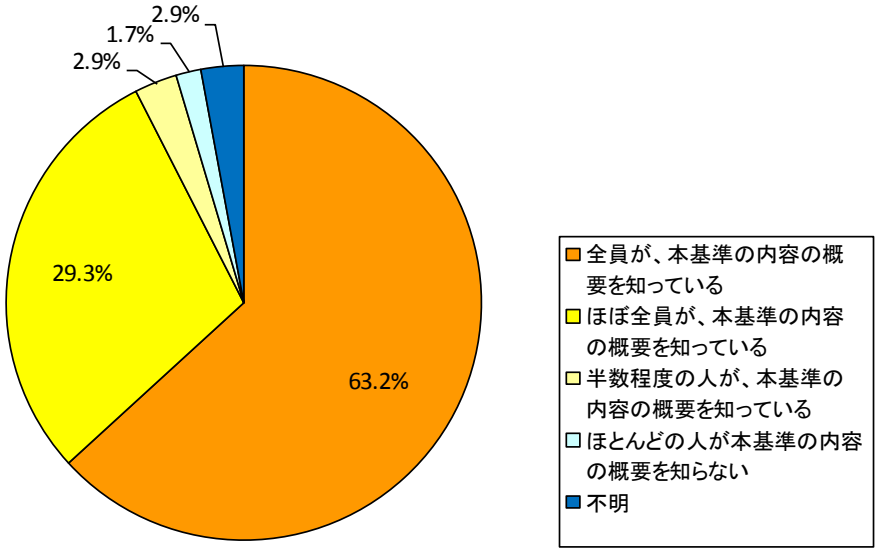

○施設別

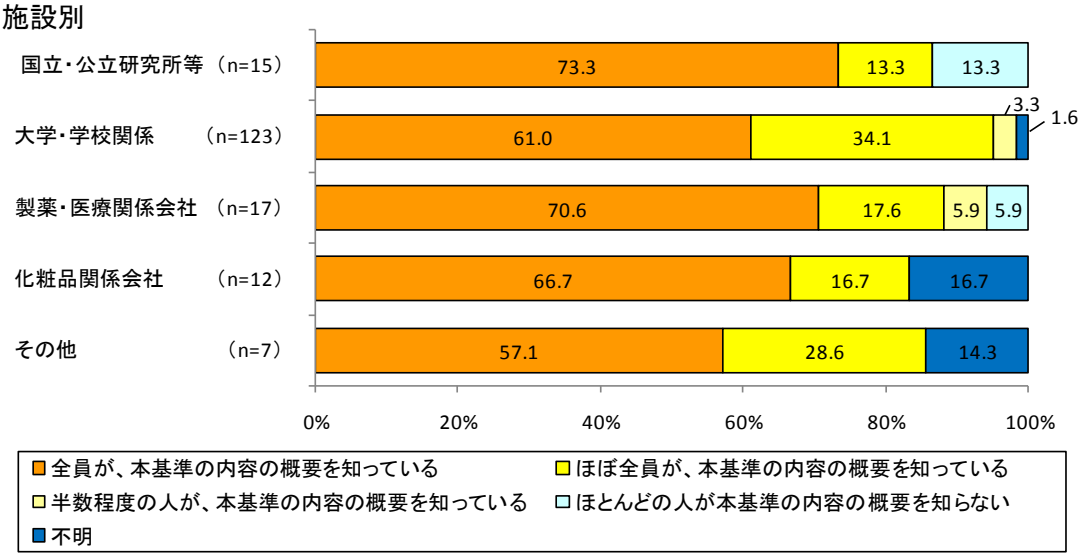

基準内容に即した指針や要綱等の策定について

○全体　（n=174）

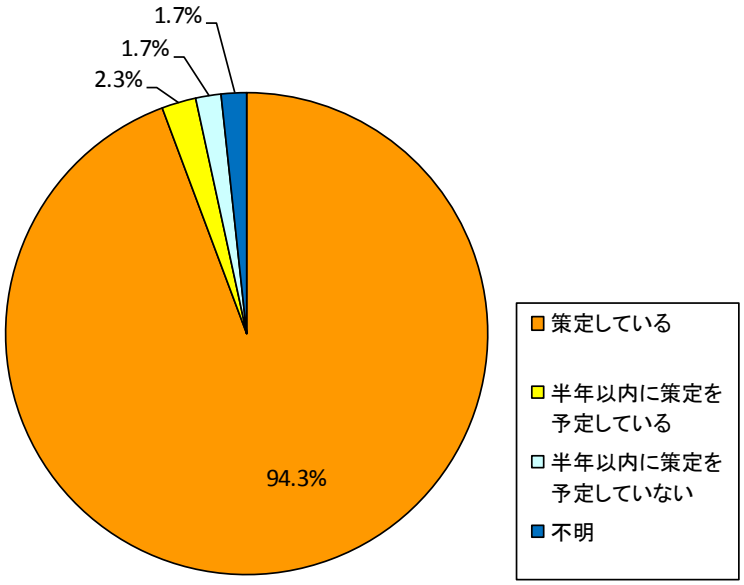

○施設別

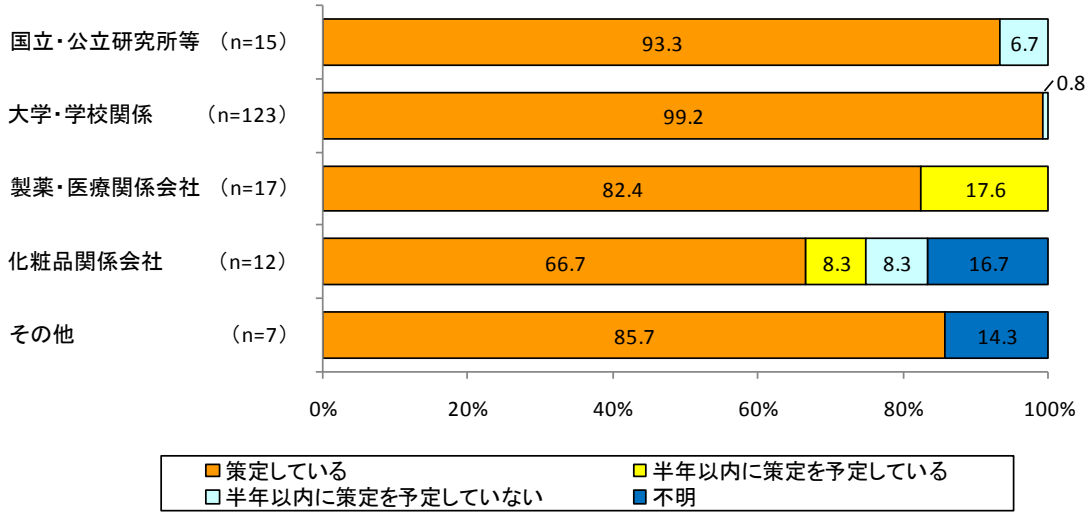

実験動物を殺処分する場合の規定の有無

○全体　（n=164）

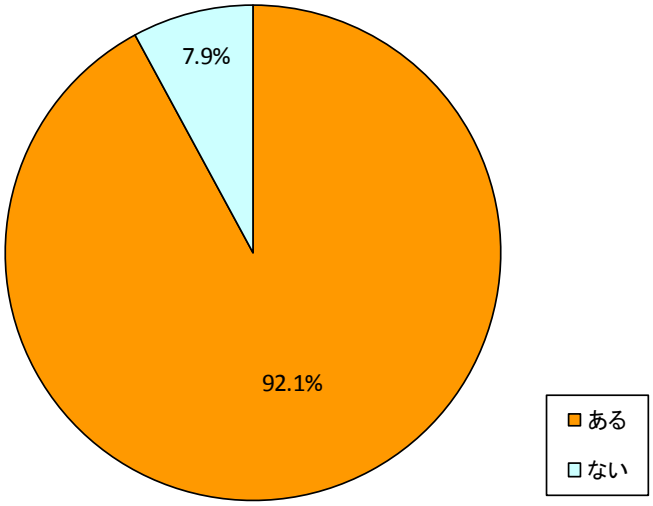

○施設別

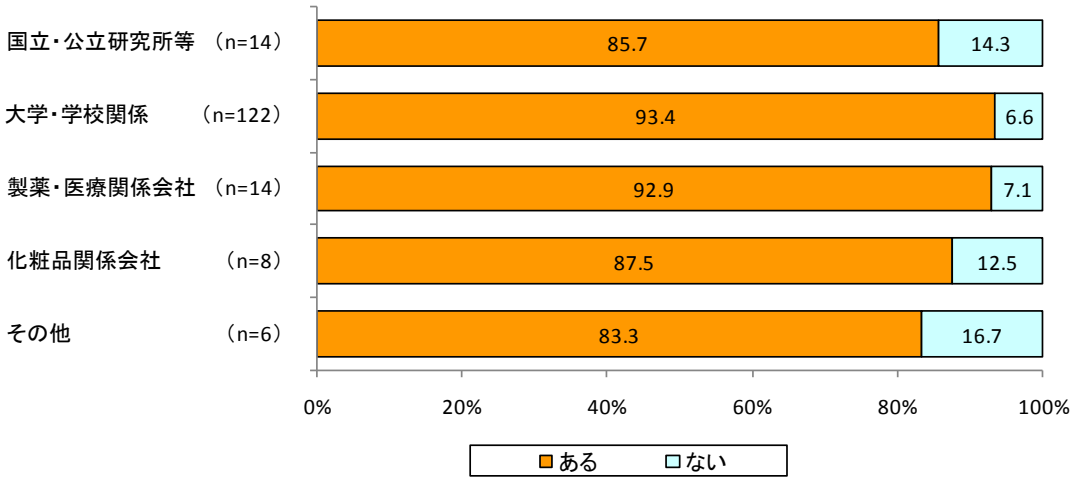

施設で策定した指針等の遵守に関する指導を行う委員会等の設置の有無

○全体　（n=164）

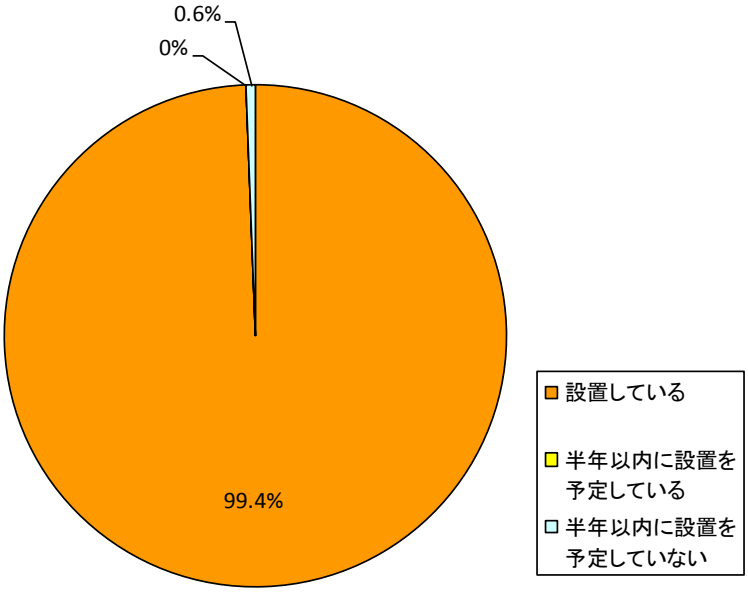

○施設別

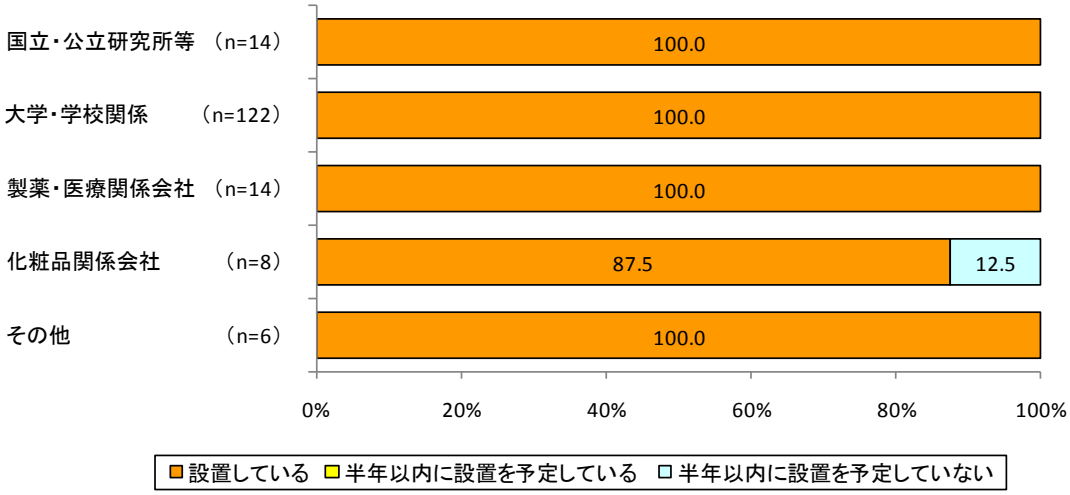

○環境省調べ

動物愛護推進員

○ 動物愛護推進員の委嘱数は年々増加し、50 自治体（33 都道府県、17 政令市・中核市）で 2,500 人以上が委嘱されている。
○ 獣医師や動物愛護団体の構成員などに委嘱されている例が多い。

動物愛護推進員の委嘱状況

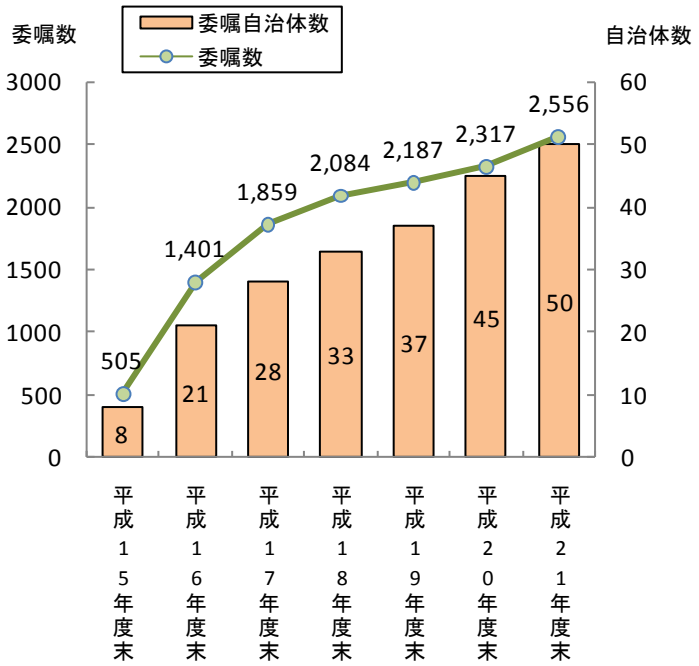

※対象は都道府県、政令市、中核市
（平成 21 年度末で 106 自治体）

動物愛護推進員の委嘱状況
（都道府県）

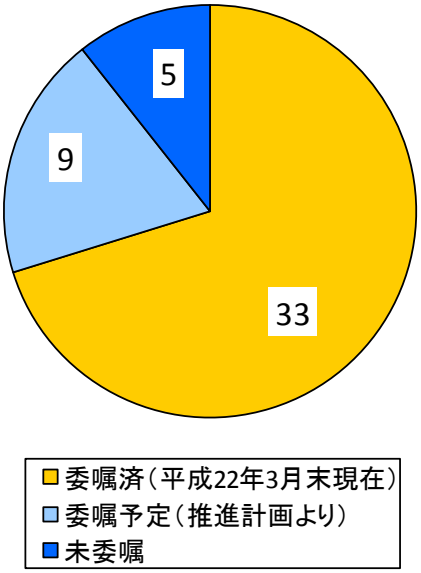

動物愛護推進員の構成　（n=2,624　重複あり）

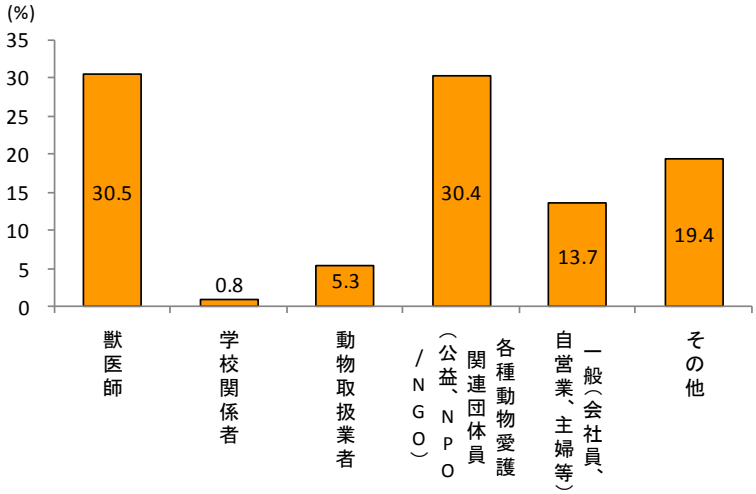

その他内訳　（n=509）

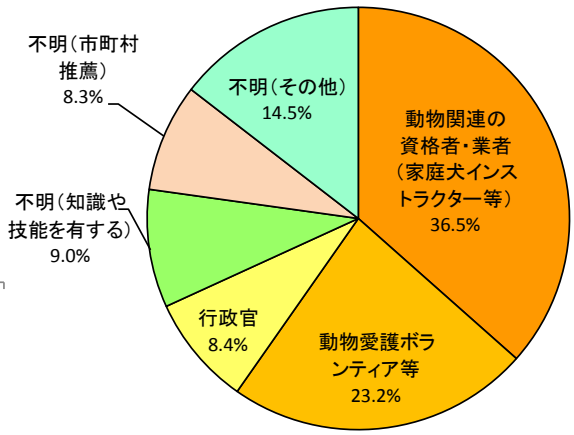

○環境省調べ

動物愛護推進員の構成（自治体別内訳）

自治体名		推進員数	募集方法			カテゴリー（※一部重複あり）					
			推薦	公募	その他	獣医師	学校関係者	動物取扱業者	各種動物愛護関連団体員（公益、NPO/NGO）	一般（会社員、自営業、主婦等）	その他
都道府県	北海道	69		69		9	2	8	17	21	15
	岩手県	44	44			27	1		16		
	宮城県	22	22			17			4		1
	秋田県	40	40			1		18	2		19
	茨城県	78	28	50		9	3	1	24	38	3
	栃木県	15	15			5			5		5
	群馬県	46	42	4		12		4	12	17	1
	埼玉県	80	34	46		4			10		66
	千葉県	48	48			9		8	7	17	7
	東京都	285	206	79		42	3	17	120		
	神奈川県	20	17	3		5		2	12		1
	新潟県	49		49			4	3	1	29	12
	富山県	50	43	7		9		16	11		19
	石川県	25	25						18	1	6
	山梨県	33	24	9		1	1	4	12	3	12
	長野県	186	186			11		6	183		143
	岐阜県	115	115			101		4	4		6
	静岡県	26	26						26		
	三重県	31	31			15			16		
	滋賀県	24	24			1		3	8		16
	京都府	96	96			96					
	大阪府	111	111			71			24		16
	兵庫県	37		37		3		6	14	16	1
	和歌山県	51	51			30			8	11	2
	岡山県	53	53			10			18		25
	徳島県	31	31						15		16
	香川県	20	5	15		5	2	2	9	1	1
	愛媛県	106	105	1		37	5	6	1	57	
	高知県	46	23	14	9	2			23	12	9
	福岡県	81	81			17		9	1	47	8
	熊本県	3	3			3					
	大分県	72	62		10	5		6			61
	宮崎県	30	30			8		5		15	2
	鹿児島県	24	24			5		2	8	8	1
	小計	2,047	1,645	383	19	570	21	130	629	293	474
政令市	大阪市	30	30			21			9		
	京都市	35	35			19					16
	横浜市	58	58						58		
	神戸市	116	113		3	89			24		4
	北九州市	55	55			16		1	30		8
	さいたま市	6	6						6		
	新潟市	26	5	21		3		2	4	17	
中核市	宇都宮市	65	65			20			5	40	
	岐阜市	31	31			29		1		1	
	姫路市	7		7		1			3		3
	熊本市	25	23	2		8		3	8	3	3
	鹿児島市	8	8			3			5		
	長野市	6	6						6		
	高松市	10		10		4		1	1	4	
	松山市	10	10			10					
	下関市	16	16			6			10		
	久留米市	5	5			2		1		1	1
	小計	509	466	40	3	231	0	9	169	66	35
	自治体合計	2,556	2,111	423	22	801	21	139	798	359	509

動物愛護推進協議会

○ 動物愛護推進協議会の設置数は年々増加し、41 の協議会（30 都道府県、11 政令市・中核市）が設置されている。
○ 行政官、獣医師、動物愛護団体の構成員などで構成されている例が多い。

動物愛護推進協議会の設置状況

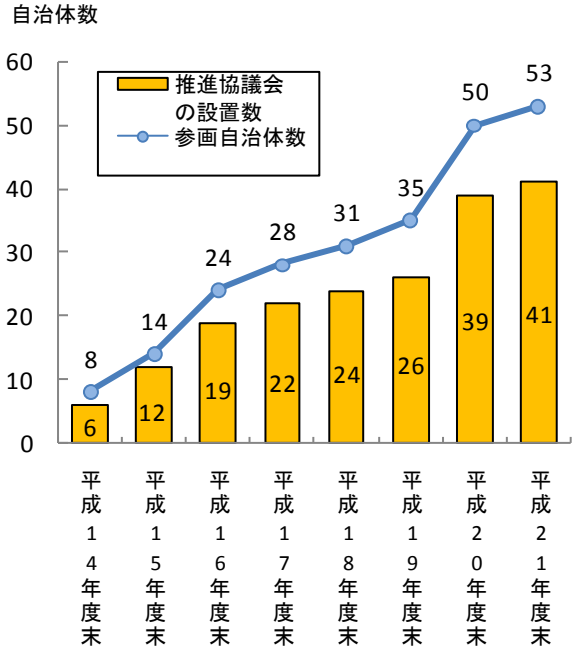

※対象は都道府県、政令市、中核市
（平成 21 年度末で 106 自治体）

動物愛護推進協議会の設置状況
（都道府県）

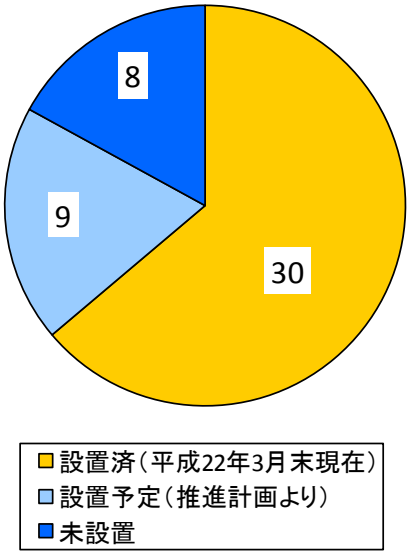

協議会参画者の構成　（n=555　重複あり）

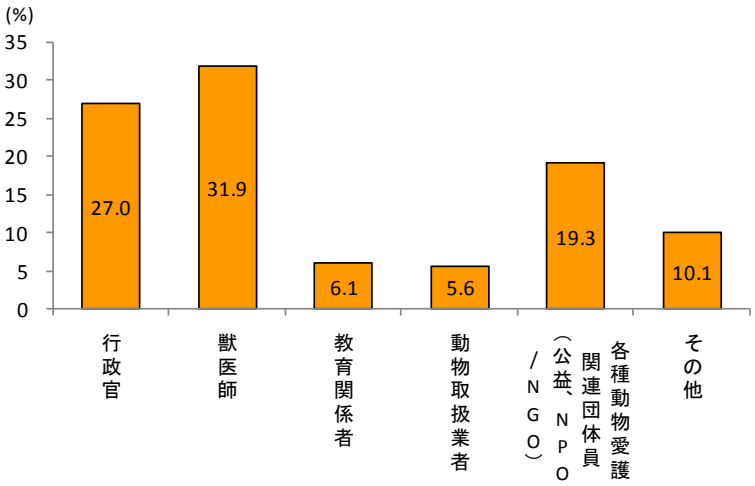

その他内訳　（n=56）

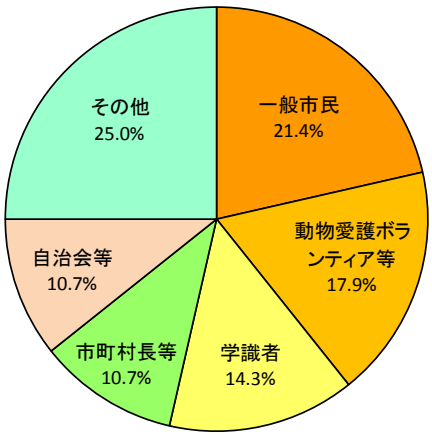

○環境省調べ

協議会の設置・開催状況と参画者の構成内訳

自治体名		協議会開催回数	カテゴリー(※一部重複あり)						合計
			行政官	獣医師	教育関係者	動物取扱業者	各種動物愛護関連団体員(公益、NPO/NGO)	その他	
都道府県	北海道	1	8	9	1	5	4	2	29
	岩手県	2	4	1	1		9		15
	秋田県	1	2	1		1	3		7
	茨城県	2		2	1		2	1	6
	栃木県	2	6	1	1	1	1	1	11
	群馬県	1	2	2	1	1	1		7
	埼玉県	2	3	1		1	2	2	9
	千葉県	2	4	1		2	4	5	16
	東京都	1	8				5		13
	神奈川県	2	7	1	2	1	4	1	16
	富山県	1	2	1	1	1	1	4	10
	長野県	1	9	1		1	1		12
	岐阜県	2	2	1	1		1		5
	三重県	2	2	1	1		4		8
	滋賀県	1	7	1		1	2		11
	京都府	2		96					96
	大阪府	2	3	3			4	2	12
	兵庫県	1	7	2			2		11
	和歌山県	2	4	1	1	1	3		10
	鳥取県	1	4	2	2	3	3	3	17
	岡山県	1	3	3	3		2		11
	広島県	2	6	8	2	1	1	1	19
	徳島県	2	4	1	1		2	4	12
	香川県	2	2	2		1	1	5	11
	高知県	4	6	4			3		13
	福岡県	1	3	1	1		2	4	11
	熊本県	1	2	1	2	1	2	2	10
	大分県	2	4	1	1	4		5	15
	宮崎県	1	5	1	1	1		2	10
	鹿児島県	1	9	2			2	1	14
	小計	48	128	152	24	27	71	45	447
政令市	大阪市	3		1	1		3		5
	京都市	2	1	4	2		2	2	11
	横浜市	3	2	4	1	1	5	2	15
	北九州市	1	1	1			3	1	6
	福岡市	4	2	1	1		7		11
	さいたま市	3	2	4			7		13
	新潟市	1	4	2			2	2	10
中核市	宇都宮市	2	3	2	1	1	1	1	9
	熊本市	2	1	3		1	3	1	9
	下関市	2	1	1	4	1	2		9
	久留米市	2	5	2			1	2	10
	小計	25	22	25	10	4	36	11	108
	自治体合計	73	150	177	34	31	107	56	555

都道府県動物愛護管理推進計画の実施状況

○ 都道府県動物愛護管理推進計画の実施状況について、都道府県が自己評価を実施した（注）。
○ 「普及啓発」や「適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保」は、計画通りまたは計画以上に進んだと評価する都道府県が比較的多い。
○ 他方で、「動物による危害や迷惑問題の防止」（例：地域猫対策）や「所有明示（個体識別）措置の推進」（例：マイクロチップ装着）については、計画通り進まなかったと評価する都道府県が比較的多い。

注：評価は、A～E の 5 段階（A：計画以上に推進　B：計画通り　C：計画通り進まなかった　D：評価が困難　E:計画に記述なし）で実施。

（１）普及啓発

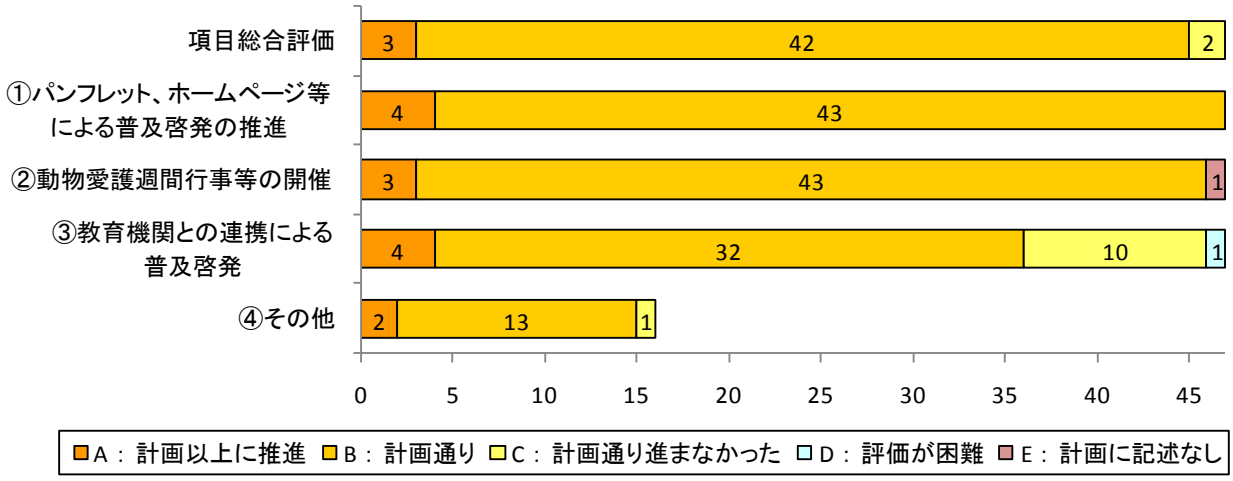

主な事業等	・パンフレット、ポスター、パネル、ホームページ、広報誌等の作成による情報提供（①） ・「動物愛護フェスティバル」等ふれあいイベント等の開催（②） ・「しつけ教室」等の講習会の開催（②） ・教育機関との連携に係る獣医師会との協力（③） ・小学校等への出張による「動物ふれあい教室」等の講習会の実施（③）
特徴的な事業等	・適正飼養等に関するマニュアル、ガイドラインの作成と配布（①）。 ・ラジオやテレビ、フリーペーパーによる情報提供（①）。 ・と畜場の見学会（③） ・学校不適応傾向の児童・生徒に対する動物ふれあい体験による自立支援（③）

※（ ）内数字はグラフの項目毎の番号と対応する。

（２）適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

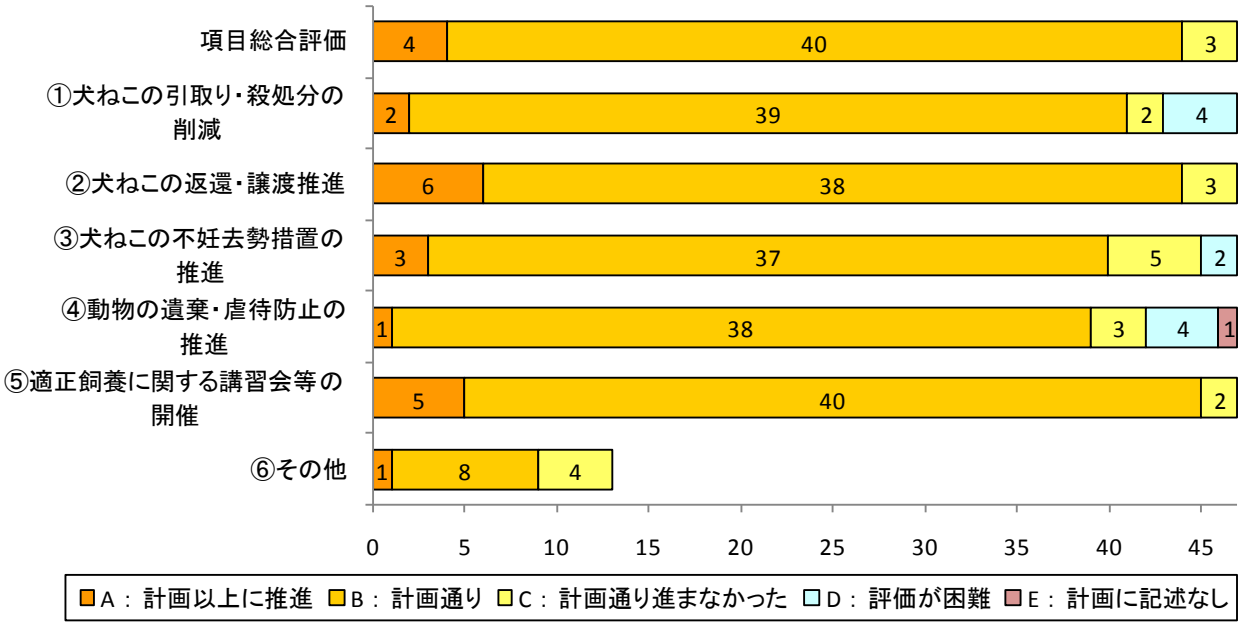

主な事業等	・引取り依頼者に対する終生飼養・繁殖制限等の指導（①） ・引取りの有料化（①） ・ホームページ掲載、譲渡会の開催、健康診断、マニュアル・譲渡基準の作成、里親登録制度などによる譲渡の促進（①、②） ・譲渡にあたっての獣医師会やボランティア団体等との連携（②） ・保管期間の延長（②） ・パンフレット配布、講習会開催等による不妊去勢や遺棄・虐待防止の普及啓発（③、④） ・警察等の関係機関との連携強化（④） ・「しつけ教室」、「動物ふれあい教室」等の講習会の開催（⑤）
特徴的な事業等	・不妊去勢措置に係る補助金の交付や助成措置の実施（③） ・適正飼養の模擬体験施設の整備（⑤） ・野良猫実態調査の実施（⑥）

※（ ）内数字はグラフの項目毎の番号と対応する。

（３）動物による危害や迷惑問題の防止

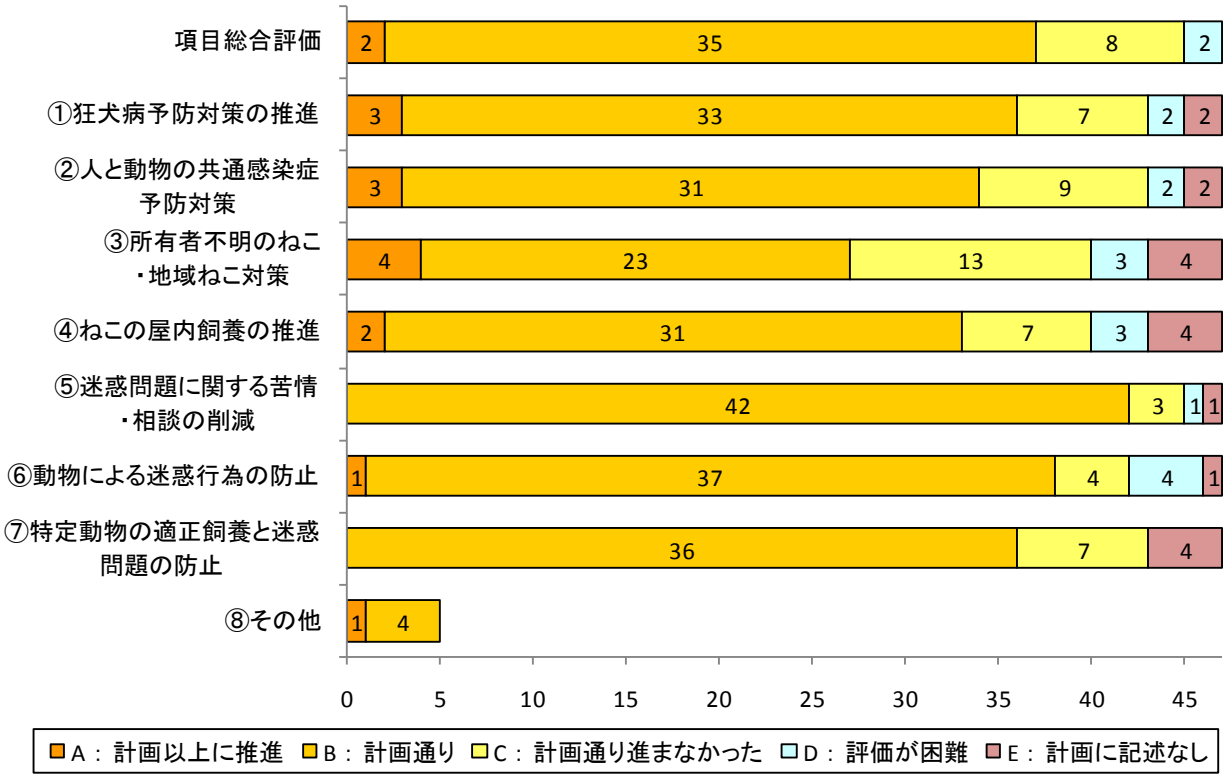

主な事業等	・犬の登録と狂犬病予防に係るパンフレットやポスターの配布、ラジオ・テレビ・新聞の広告などによる普及啓発（①） ・狂犬病発生に対応したマニュアルの整備、演習の実施（①） ・動物取扱責任者研修会、適正飼養講習会などにおける普及啓発（②） ・パンフレット配布等による猫の適正飼養の普及啓発（③、④） ・猫の適正飼養に関するガイドラインの作成（③、④） ・苦情等に対応した飼養者への個別の助言・指導（⑤、⑥） ・「しつけ教室」など講習会の開催（⑥） ・特定動物の飼養者に対する監視・指導（⑦）
特徴的な事業等	・登録鑑札・注射済票のデザインの公募による変更（①） ・獣医師会と連携した動物病院におけるモニタリング（②） ・地域猫対策のモデル事業の検討、実施（③） ・条例による多頭飼育の届出制の導入（⑥） ・野良猫侵入防止のための超音波による動物忌避機の貸出（⑥） ・大型犬飼育者に対する戸別訪問指導（⑥）

※（ ）内数字はグラフの項目毎の番号と対応する。

（４）所有明示（個体識別）措置の推進

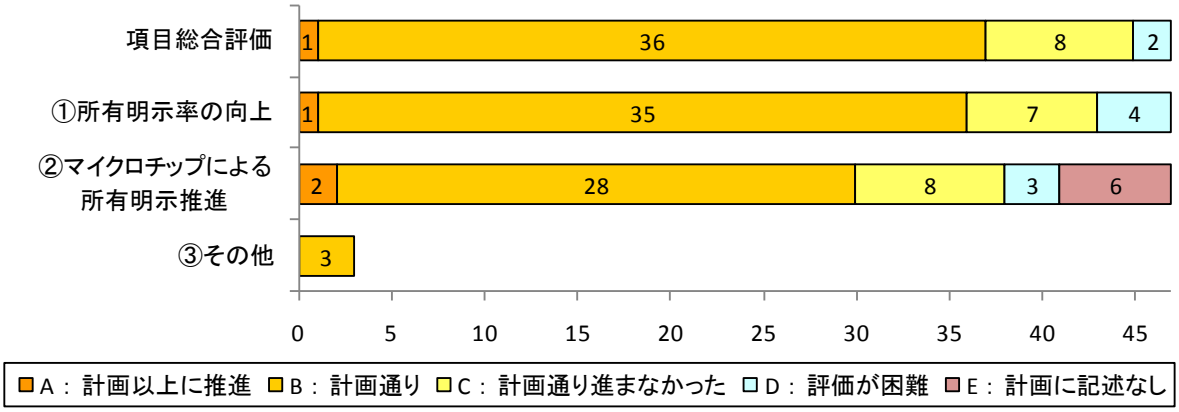

主な事業等	・犬への鑑札の装着の指導（①） ・ホームページ掲載、パンフレット配布、テレビ・ラジオ広告などによる普及啓発（①、②） ・動物愛護センターや保健所にマイクロチップリーダーを配備（②） ・保健所からの譲渡・返還時等や普及啓発イベントにおけるマイクロチップの挿入（②）
特徴的な事業等	・マイクロチップ装着のための市町村事業への補助金（②）

※（ ）内数字はグラフの項目毎の番号と対応する。

（５）動物取扱業の適正化

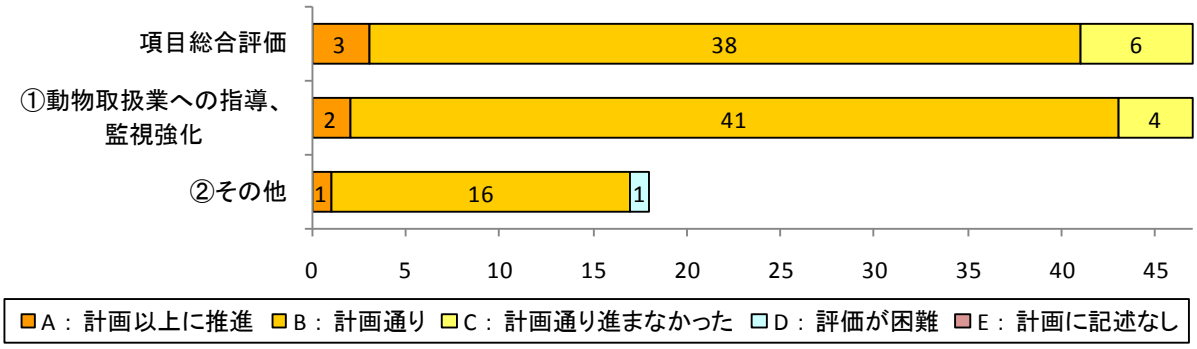

主な事業等	・動物取扱業責任者研修の実施（①） ・動物取扱業者に対する監視、立入検査、指導等（①）
特徴的な事業等	・動物取扱業者の自主点検票の作成と配布（①） ・インターネット販売規制など新たな業態の規制の検討（①）

※（ ）内数字はグラフの項目毎の番号と対応する。

（６）人材育成

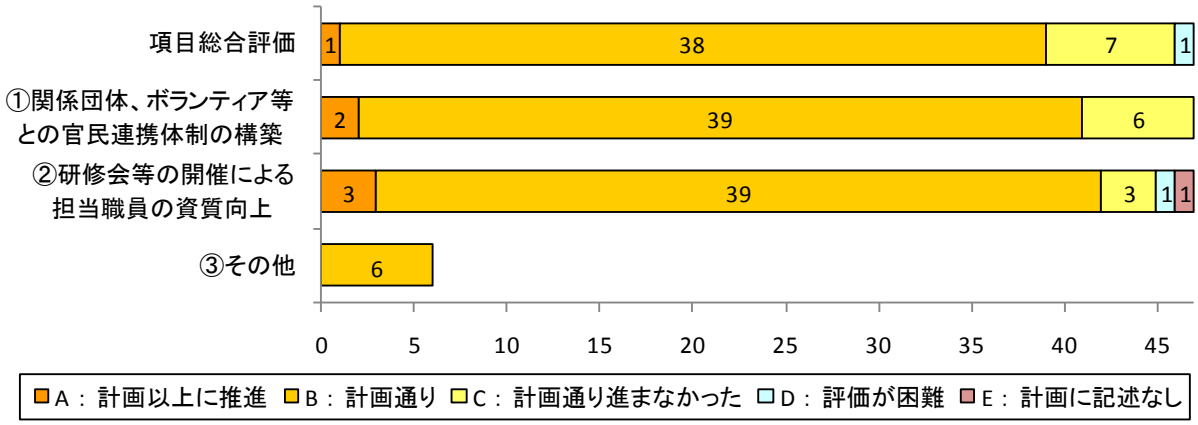

主な事業等	・ボランティア団体と連携したイベント、講習会、譲渡会などの開催（①） ・動物愛護推進協議会の開催・運営（①） ・動物愛護推進員の活動強化（増員、講習会など）（①） ・国主催の研修会への職員の派遣（②） ・県、市町村の担当職員を対象とした研修会の開催（②）
特徴的な事業等	・ボランティア、サポーターの育成（研修会）（①） ・ボランティア団体、関係行政機関、獣医師会、地域住民などのネットワークの構築（①） ・近隣の県市町村との連絡会議の定期的な開催（②）

※（ ）内数字はグラフの項目毎の番号と対応する。

〇平成 22 年　環境省調べ